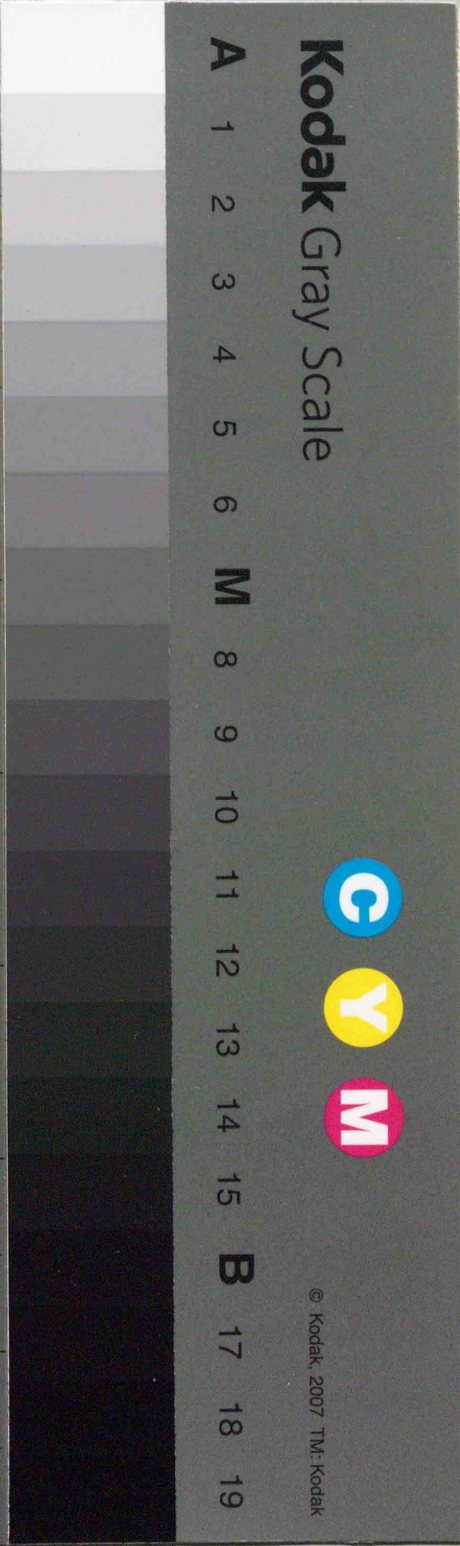
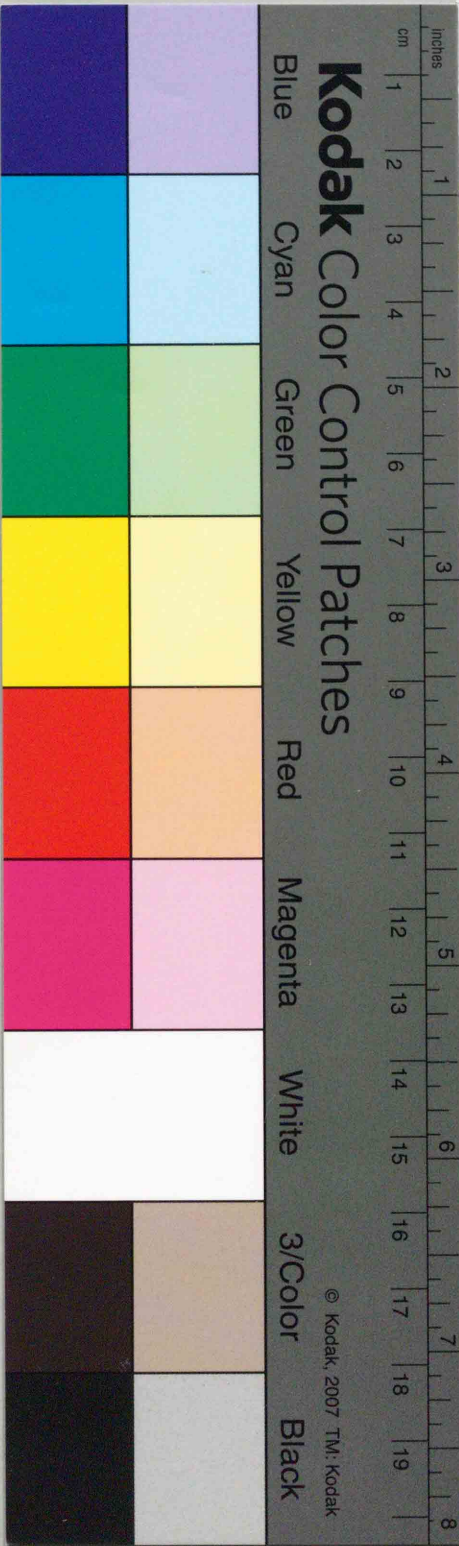
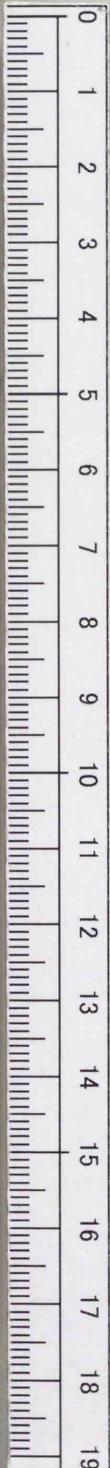


教科書文庫
4
210
31-1906
2000052478



43428
教科書文庫

4
210
31-1906
20000 52478

資料室館
中央図書館

教科書文庫
4
210
31-1906
2000052478



3759
Y011

横山徳次郎著



國定標準
補習歴史
全

東京 大阪
寶文館藏版

広島大学図書
2000052478



國定標準
補習歴史

凡例

- 一、本書は、小學校補習科及び實業補習學校規定の精神に基き、其の歴史教科書に充つる目的を以て、編纂したるものなり。
- 二、本書は、文部省著作の小學歴史に準據して編纂したるが故に、同書と相埃ちて使用するか、若しくは、同書を學習せし者の補習用教科書として使用せば、效果極めて多かるべし、又、初めて歴史を學習する者の教科書として使用するも、頗る適切なるべきを信す。
- 三、本書は、我が帝國の今日ある所以を知らしめ、以て、將來に對する國民の決心を鞏固ならしめんが爲め、日本歴史の全般に涉りて、題目を精選し、事項別に分類記述したるものなれば、日本歴史の概要を了得せしむるに、便益頗る多かるべし。
- 四、本書は、如上の主旨に基き記述したるものなれば、之を尋常小學校補習科用として、本書記載の事項を其の儘教授せば我が國歴史の大事を一讀瞭然たらしむることを得べく、又、之を高等小學校の補習科用に供せば、既習の事項を復習せしめ

凡例

つづ、緊要なる事項の梗概を一層明瞭に理會せしむることを得べし。されば、又之を各種實業補習學校の歴史教科書に使用するも、適切なるべし。

五、本書を歴史教科書として用ふると同時に、拙著に係る左の諸書をも併せ用ひられなば、教科の聯絡統合の上に、利益多かるべきを信す。

- 一、修身としては、日本公民讀本及び高等日本公民讀本 各一冊 (男子用)
 - 一、國語としては、日本婦女讀本及び高等日本婦女讀本 各一冊 (女子用)
 - 一、國語としては、國定準據補習讀本乙種上卷下卷 各一冊 (男女併用)
 - 一、算術としては、國定準據補習讀本甲種上卷下卷 各一冊 (男女併用)
 - 一、算術としては、國定準據補習算術乙種上卷下卷 各一冊 (男女併用)
 - 一、算術としては、國定準據補習算術甲種上卷下卷 各一冊 (男女併用)
 - 一、地理としては、國定準據補習地理 各一冊 (男女併用)
 - 一、理科としては、國定準據補習理科 全一冊 (男女併用)
- 以上

明治三十八年十一月三日 天長節の祝日東京に於て

著者識す

國定準據補習歴史

目録

第一課 國號の由來……………一	第十一課 武家(その二)……………三三
第二課 古代の有様(その二)……………四	第十二課 武家(その二)……………三五
第三課 古代の有様(その二)……………八	第十三課 歴史上の人物(その二)……………三六
第四課 三種の神器……………二一	第十四課 歴史上の人物(その二)……………三九
第五課 國體の尊嚴……………二四	第十五課 歴史上の人物(その三)……………四三
第六課 君臣の情誼……………二六	第十六課 歴史上の人物(その四)……………四五
第七課 御歴代……………二九	第十七課 歴史上の人物(その五)……………四八
第八課 皇居の變遷……………三二	第十八課 歴史上の人物(その六)……………五一
第九課 神社の由來……………三五	第十九課 國內の戰亂(その一)……………五五
第十課 公卿……………三九	第二十課 國內の戰亂(その二)……………五九
	第二十一課 兵制の沿革……………六一
	第二十二課 外國との戦争(その二)……………六四
	第二十三課 外國との戦争(その二)……………六六

第二十四課	外國との戦争(その三) 九六	第三十七課	制度の沿革(その二) 二二〇
第二十五課	外國との戦争(その四) 九七	第三十八課	制度の沿革(その二) 二二三
第二十六課	外國との戦争(その五) 九七	第三十九課	制度の沿革(その三) 二三五
第二十七課	外國との戦争(その六) 九七	第四十課	制度の沿革(その四) 二三七
第二十八課	外交の來歴(その二) 九八	第四十一課	貨幣の來歴(その二) 二三〇
第二十九課	外交の來歴(その三) 九八	第四十二課	産業の發達(その二) 二三三
第三十課	外交の來歴(その三) 九七	第四十三課	佛教の由來(その二) 二三六
第三十一課	外國人の歸化(その二) 一〇一	第四十四課	佛教の由來(その二) 二三九
第三十二課	工藝美術の發達(その二) 一〇三	第四十五課	慈善事業の發達(その二) 二四二
第三十三課	衣服の變遷(その二) 一〇五		
第三十四課	文學の發達(その二) 一〇九		
第三十五課	文學の發達(その二) 一一三		
第三十六課	有名なる著述(その二) 一二六		

目錄終

國定準據補習歴史

第一課 國號の由來。

國號とは、國の名といへることにして、あたかも、人名あるが如く、國にも、また、その名あらざるべからず。そも、わが大日本帝國は、むかしより、一定の國號ありしにあらず。或は、海岸に蘆葦ヨシの生ひしげりて、そのうちに、ひろき原をなせるより、豊葦原トヨアシハラ中國ナカクニといひ、或は、五穀のゆたかにみのれるより、瑞穂國ミツホクニといひ、或は、國のかたち、蜻蛉トビに似たるを以て、秋津洲アキツシマとよび、また、島の數より

して、大八洲オホヤシラシともとなへ、或は、敷島シキジマとも稱す。

神武天皇、中國をさだめたまひ、大和國オホヤマト橿原カシハラの宮ミヤにおいて、御位につきたまひしより、大和オホヤマトを以て、一國の名にも、日本全體の名にも、通用するにいたれり。而して、ヤマトヤマトといふ國語に、漢字をあつるにあたり、或は、倭ヤマトの字を以てし、或は、耶馬臺ヤマトを以てし、或は、日本を以てせしが、後、日本をもつばら、もちふるにいたり、かつ、音讀にて、ニッホンニッホンと、よぶにいたれり。しかれども、日本の字を、もちひはじめし時代は、あきらかならず、多分、繼體天皇のころなるべし。その後には、内外を通じて、萬世不易の國號となれり。

しかれども、支那人は、古より、わが國をよびて、倭ヤマトといへり。これ、支那人が、筑紫の怡土郡イソノと交通せしたため、怡土より倭奴ヤマトに轉じ、ついに、倭ヤマトといふにいたりしなり。近來、歐米諸國と、まじはるにおよび、支那人が、ジッポンジッポンといふを、さらに、なまりて、ジャパンジャパン・イヤパンイヤパンと、いふにいたれり。これ、わが國號の由來なり。

今は、大日本帝國と稱して、東洋第一の強國なるのみならず、かの日清戰役において、その名をあげ、北清事件において、そのほまれをたかめ、日露戰爭において、ついに、世界強國の列に入れり。故に、わが國民たるものは、まづ、わが國の歴史をまなびて、わが國體の尊嚴と、わが國

民の發達の大要とを知り、わが大日本帝國の、臣民たるに、はぢざるに、いたらざるべからず。

第二課 古代の有様 (その二)

昨日は、今日のむかし、今日は、また、明日のむかしとなるべし。人の生死、世のうつりかはりは、みな、かくの如し。國に、古今の別あるも、これと同じわけがらにて、今は、むかしと、同じからざるが如く、未來も、また、現在とは、同じからざるべし。わが日の本の、今の昔と、ことなれるが如く、未來のさまも、大に、ことなることとなるべし。これを世の變遷といひ、また、これを國の歴史ともいふなり。

古代の遺物



第二課 古代の有様 (その一)

そもそも、今日の大日本帝國は、目に見、耳にきく如く、文明の花は、うるはしく、咲きにほへども、とほきむかしは、いかにありしか、いかなる人人が、すみしか、その人人は、いかなるさまにて、生活せしか、いかなることをなしか、あきらかには、知りがたけれども、ただ、むかしばなしにより、また、ちかごろ、見出ださるる、穴居のあとを見れば、むかしの人人は、かくの如き穴に、住みしこともあらん。あるは、たなの如きものをつくりて、住みしこともあらん。また、海邊には、貝塚とて、貝類のから、つみて、山なすものあるを見れば、われらの先祖は、貝類をとりて、食物とせしなるべし。あるは、木の實をとりて、食物とせし

こともあるべし。また、衣服は、けものの皮をとりて、つくられしなるべし。むかし、先祖の住みしといふ土穴、さては、貝塚などより、たまたま、石にて、つくりたる矢の根、斧、石槌、その他の器具を見出だすを以て、かんがふれば、太古、いまだ、銅鐵の器具なきときには、これらの石の器具をも、ちひしことあきらかなり。故に、この時代を、石器時代といふ。

これらの時代にありて、すこしく、世のひらけたるは、今の九州と、出雲地方なりしなるべし、そのうち、九州は、わが皇室のもとゐるを、ひらきたまひし地なれば、とりわけ、開化のさまに、すすみたりしなり。第一代、神武天皇

にいたりて、中國をたひらげ、大和の橿原の宮にて、御位につかせたまひしより、御代をかさぬること、一百二十二代、年をふるること、二千五百六十餘年、その間、世のうつりかはりは、ありたれど、すべてのものごと、すすみすすみて、つひに、今日のありさまに、いたりたり。

われら、今、このひらけたる御代に、うまれたるは、もつとも、幸福なることなれば、わが國の歴史のあらましを、知り、文明の花をして、みごとなる實を、むすばしむることに、心がけざるべからず。

第三課 古代の有様。(その二)

わが國の歴史は、これを大別して、神武天皇以前の歴史と、その以後の歴史との二とす。神武天皇以前を、神代といふ。この時代のこととは、歴史上、大切なれども、記録あきらかならざるにより、たしかなることは、知りがたし。傳説によれば、太古はじめて、この世に、あらはれたまひし神を、天御中主神、つぎを高皇產靈神、つぎを神皇產靈神とし、あはせて三神あり、つぎに四神あり、つぎに十神ありしが、その御末、伊弉諾尊、伊弉册尊といへる、二神にいたりて、國土をいとなみ、人民をやしなひたまへり。この二神の御子に、天照大御神、素戔嗚尊など、いでたまふ。天照大御神は、恩徳きはめて、たかき神にして、五穀を

うゑたまひぬ。素戔鳴尊は、すこぶる勇猛の神にして、大蛇をころして、寶劍をえたまひぬ。これすなはち三種の神器の一なり。その御子の大國主命といへるは、きはめて仁慈の心ふかく、土地をひらき、民業をおこし、また、醫藥の法などをしへたまへり。このとき、天照大御神は、天孫彥火瓊杵尊を、中國の主となさんとて、そのむねを、大國主命に、たとさしめたまひしかば、大國主命は、かしくみて、命を奉じたまへり。よりて、天孫は、三種の神器を奉じて、日向の高千穗峯に、くだり、世をしろしめしたまひき。

瓊瓊杵尊の後、彥火火出見尊、鷓鴣草葺不合尊、父子相つぎて、西國ををさめたまへり。以上を神代といふ。この間、久遠にして、その年數、つまびらかならず。

第四課 三種の神器

むかし、天孫、瓊瓊杵尊、日向の國に、くだらんとしたまひしとき、天祖、天照大御神は、天孫に詔して、豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、わが子孫の、しろしめすべき國なり、汝、皇孫ゆきて、をさめよ。とのたまひ、また、八咫鏡、叢雲劍、八坂瓊勾玉を、さづけて、この鏡をみることに、われをみるが如く、床を同じくし、殿を共にして、まつるべし。天日嗣の、さかえんことは、天地とともに、きはまりなかるべ

し。とのたまへり。これより、代代の天皇は、この三種の神器をつたへて、萬世一系の帝祚を、ふみたまへり。

かくて後、崇神天皇の御時にいたりて、神威を、はばかりたまひ、神器のうち、別に、鏡、劔を模造せしめて、宮中にまつらせたまひ、神代のものをば、大和の笠縫カサヌミ邑に、うつしまつらせたまふ。垂仁天皇の御時、また、伊勢の五十鈴スズ川のほとりに、うつしまつらせたまひ、今にいたるまで、寶鏡は、伊勢の神宮にまします。神劔も、伊勢にましましたしを、日本武尊ヤマトタケルノミコト、東征のとき、まうしうけて、東夷をたひらげたたまひ、歸途、これを、尾張の熱田の宮に、鎮座したまへり。神璽は、至尊、つねに、御身をはなさせたまはざりしが、

その後、壽永徳安の亂に、海底にしづみたり。しかれども、後とりあげて、皇居にかへしまゐらせたり。

崇神天皇の模造せしめたまひし神器は、その後、ひさしき歲月をへて、寶鏡は、天徳村の火災に、御かたちそんじたたまひ、神劔は、壽永の亂に、海にしづみたれば、他の劔を以て、これにかへさせたまひしかど、神代より、つたへたまひし、三種の神器は、歴然として、世に現存しましたます。天日嗣は、この神器とともに、無窮につたへたまはんこと、そのむかし、天照大御神の、ちかはせたまひし詔に、いささかも、ことなることなし。

天地の間に、國多しといへども、かかるめでたきため

し、あることをきかず。されば、わが國のたつときこと、宇内にならびなし。われらは、かかるたつとき國に、うまれながら、このことをも、知らずして、すぎなんには、禽獸・蟲魚の無智なるに、ひとしかるべし。

第五課 國體の尊嚴。

そもそも、わが國は、神代のむかし、わが皇室の御先祖が、日向の國に、くだりたまひしときを以て、國のはじめと、なすといへども、まことに、わが建國のもとゐは、今より、二千五百六十餘年のむかし、神武天皇が、天祖天照大御神の、御ことばに、もとづきて、全國を平定せさせ、たま

ひしときにいたりて、はじめて、さだまりぬ。

それより、御本家たる皇室は、わが國を、をさめさせられて、萬世一系のもとゐを、ひらきたまひ、御分家の子孫たる、われらの先祖は、臣民となりて、上につかへ、上下の別、あきらかになり、君臣の關係は、はじめて、さだまり、ここに、國家と名づくべき、大日本帝國のもとゐ、成るにいたり。されば、神武天皇、御位につかされたまひし日を以て、わが國の紀元となし、年年二月十一日を祝日とさだめ、全國こぞりて、建國のめでたきことを祝す。これを紀元節とす。

世界はひろく、國は多しといへども、わが建國のめで

たきことは、諸外國に、その類あることなし。ここを以て、
 代代の天皇は、われら臣民を、いつくしみたまふこと、子
 の如く、われら臣民は、天皇をうやまうこと、父の如し。さ
 れば、君臣の間、ただに、禮義あるのみならず、まことに、親
 子の恩愛の如きあり。わが國は、古來數千年間、ひとたび
 も、外國のはづかしめを、うけたることなきは、この君臣
 一致、上下共同の國風によれり。われら臣民は、子子孫孫
 にいたるまで、この建國の美を、無窮につたへざるべか
 らず。

第六課。君臣の情誼。

わが建國の、ありさまは、諸外國の、建國のありさまと
 は、まつたく、そのおもむきを、ことにし、わが皇室と、わが
 臣民との關係は、外國には、たえて、その類をみず。これ、す
 てに、前章に、のべたり。

つらつら、上代のさまをおもふに、君臣の關係は、一家
 族の如くなりしかば、民は、君のために、職業をつとめて、
 弓弭ユビのみつぎ、手末テマテのみつぎを、たてまつり。君は、民のた
 めに、養蠶耕作のわざを、をしへ、ひでりには、雨をこひ、霖
 雨には、はれをいのりて、ひたすら、その安寧・幸福を、おも
 んばかりたまふ。かく、君のつとめを、つくさせたまふに
 も、他の國君の如く、權利・義務の上より、なしたまふにあ

らずして、眞實の御心より、わきいてたる愛情に、よることなれば、臣民の感じも、また、同日の論にはあらざるなり。同じく、勞役に服するも、かれは、臣民の道、かくの如く、ならざるべからずと、つとめて、これにしたがふもの、なるべけれども、われは、君、すなはち、父たる人のために、よるこびたのしみて、これをなすの差別あるなり。

また、わが臣民は、忠もて君につかへ、孝もて親につかへ、その美談の例とすべきものも、すくなからず。ちかくは、かの七百餘年間、幕府のあつかひし政事も、たちどころに、皇室にかへり、數百の諸侯も、たちまちにして、藩籍をかへし、たてまつりしが如きを、みてもしるべし。

第七課 御歴代。

わが國は、國土の大き、外國にまされるには、あらざれども、建國以來、一系の天皇を、いただきて、東洋の中に、屹立せること、幾、千歲にかなりけん、神武天皇以來、すてに、二千五百六十餘年の、歲月をへたりしかど、金甌、ひとたびも、かけたることなきは、これ、臣民の忠節に、よるべしといへども、ことには、御歴代の御威徳に、よらずんばあらず。これ、わが國體の世界萬國に、たぐひなきところなり。されば、ここに、神武天皇より、今上天皇陛下にいたるまでの、列聖の御名をかきつらねて、以て、皇統の連綿た

るありさまを、しらしめんとす。

神武・綏靖・安寧・懿德・孝昭・孝安・孝靈・孝元・開化・崇神・垂仁
 景行・成務・仲哀・應神・仁德・履中・反正・允恭・安康・雄略・清寧
 顯宗・仁賢・武烈・繼體・安閑・宣化・欽明・敏達・用明・崇峻・推古
 舒明・皇極・孝德・齊明天智・弘文・天武・持統・文武・元明・元正
 聖武・孝謙・淳仁・稱徳・光仁・桓武・平城・嵯峨・淳和・仁明文徳
 清和・陽成・光孝・宇多・醍醐・朱雀・村上・冷泉・圓融・花山・一條
 三條・後一條・後朱雀・後冷泉・後三條・白河・堀河・鳥羽・崇徳
 近衛・後白河・二條・六條・高倉・安德・後鳥羽・土御門・順徳・仲
 恭・後堀河・四條・後嵯峨・後深草・龜山・後宇多・伏見・後伏見
 後二條・花園・後醍醐・光嚴・後醍醐・光明・後村上・崇光・後光
(南朝) (北朝) (南朝) (北朝) (南朝) (北朝) (南朝) (北朝)

嚴・長慶・後園・融・後龜山・後小松・稱光・後花園・後土御門・後
(南朝) (北朝) (南朝)
 柏原・後奈良・正親町・後陽成・後水尾・明正・後光明・後西院
 靈元・東山・中御門・櫻町・桃園・後櫻町・後桃園・光格・仁孝・孝
 明・今上。
(南朝) (北朝)

かく、天日嗣が、あめつちと、ともに、きはみなきは、いと
 も、めでたき御ことなり。故に、教育の勅語に、のたまはせ
 たまひしが如く、一旦緩急あれば、義勇公に奉じ、以て、天
 壤無窮の皇運を、扶翼すべきは、國民當然のつとめにし
 て、一日も、わするべからざるところのものなり。

第八課。皇居の變遷。

天皇陛下のいます皇居は、今は、東京千代田の宮なるも、むかしより、ここに、皇居を、さだめたまひしにはあらず。上代には、おほむね、御一代ごとに、皇居をかへさせたまひしなり。その位地、多くは、大和の國の西北部にあり。第四十三代、元明天皇、奈良に都したまひしより、第四十九代、光仁天皇にいたるまで、七代七十餘年の間は、ここにましませり。これを奈良の朝といふ。

第五十代、桓武天皇は、延暦十三年を以て、都を、山城の、今の京都に、うつしたまひ、諸宮殿の造營、諸官省の建築、いづれも、壯大をきはめ、また、市街の區劃、道路の改良等、まつたく、その面目を、一新し、いはゆる、玉敷く平安の都

となり、それよりこのかた、明治の御代にいたるまで、およそ、一千年間の皇居たり。

さしもに、莊嚴なりし平安の都も、その後、多くの變亂をへて、今の京都は、むかしの一部のみ、今の御所は、わづかに、禁裡の一分のみとなれり。今の大極殿は、奠都一千一百年祭に、むかしをしのびて、つくれる、ひながたのみ。かの群雄割據の時代には、さすがに、いかめしき皇居も、御垣くづれて、つくるふ人もなければ、牧童は、いりて馬にまくさかひ、紫宸殿前の、右近の橋の下には、茶店をひらきて、茶をうるものあり。殿上の椽には、子供ら、いたづらをして、あそべりといふが如き、いたましき、御あり

さまとはなれりき。

その後、第百五代、正親町天皇の御代、織田信長、禁裡を造營し、また、しばしば、獻金して、朝儀のたえたるを、おこしたり。豊臣秀吉、徳川家康も、朝廷をたつとぶ心あつく、皇居を、をさめ、供御の田を、たてまつり、文書、寶器の、うせたるをも、あつめ、また、儀式のすたれたるをも、おこしたりき。

かく、しばしば、皇居造營の典をあげしかど、その規模、なほ、小なりしを、天明の、京都大火の後、松平定信は、將軍徳川家齊の命により、みづから、皇居造營のことにあたり、殿閣の大より、階欄の小にいたるまで、おほむね、古制によりて、つくり、規模、やや、そなはるに、いたれり。

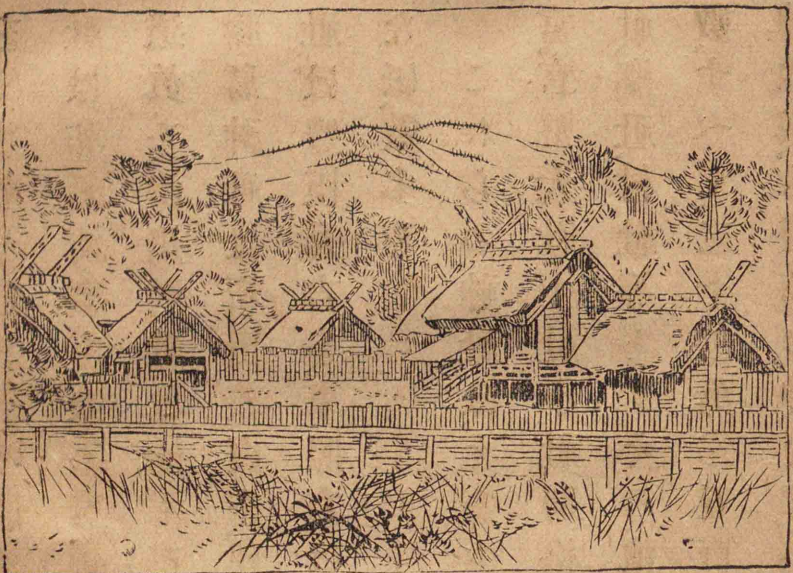
明治維新の際、大政、朝廷にかへるにおよび、明治元年、大久保利通の建議を、いれたまひ、京都は、狭小にして、一方にかたより、文明のもとゐを、ひらくに、便ならざるを以て、京都を發して、大坂にみゆきしたまへり。ついで、關東たひらぎしかば、江戸をあらためて、東京とし、十月、皇居を、千代田城内に、うつしたまひき。今の皇居は、すなはち、これなり。

第九課。神社の由來。

わが國の神社は、皇祖をはじめたてまつり、御歴代の

天皇、もしくはは、わが國にてがらありし人人に、朝廷より、神號をおくられたるものにして、いづれも、たつとき方なれば、これを、たつとび、うやまはざるべからず。ことに、代代の天皇は、つねに、神神をたつとび、祖先をうやまひ、祭を大切にせさせたまひ、以て、今日にいたれり。されば、われら臣民たるものは、つねに、この大御心にしたがひ、神をたつとび、祖先をうやまふことを、わするべからず。

中にも、伊勢の大神宮は、皇祖天照大御神をまつりし神宮なれば、もつとも、たつときこと、いふをまたず。その他、大國主神をまつれる、出雲の大社、素戔嗚尊をまつれ



伊勢の大神宮

る氷川神社は、いとふるし。橿原の宮は、神武天皇を、熱田の神宮は、天照太神及び日本武尊等を、宇佐の八幡宮は、應神天皇と神功皇后とを、まつれり。これらは、いづれも、皇室の御方方を、神にあがめ、たてまつりしものなり。

臣下にありては、天兒屋根命をまつりし、春日神社

を、はじめとして、その他、談山神社は藤原鎌足を、護王神社は和氣清麿を、太宰府神社、及び北野の天満宮は菅原道真を、湊川神社は楠木正成を、四條畷神社は同正行を、藤島神社は新田義貞を、建勳神社は織田信長を、豊國神社は豊臣秀吉を、東照宮は徳川家康をまつれり。この外、なほ、數多し。

これらの神社は、その由來によりて、社格をわかち、神宮、官幣大社、中社、小社、別格官幣社、國幣中社、小社、府社、縣社、郷社、村社等とす。その他、境外無格社といふあり。その數、すべて、二十二萬〇五百七十二社なり。世に、これを天神・地祇、八百萬の神などいへり。げに、わが國を、名づけて、

神國といふもことわりなり。而して、官幣社のまつりには、朝廷より、勅使をつかはして、まつらしめ、國幣社のまつりには、地方の高等官を、奉幣使として、まつらしめらる。府・縣社以下は、地方長官の管轄に屬し、いづれも、その地方の人民において、まつりをおこなふ。

第十課 公卿。

わが國、臣下の族制をわかちて、今日にては、華族・士族・平民の三とす。華族とは、皇室の藩屏となるべき、地位・門閥のたかきものをいひ、士族とは、封建時代における、武士の子孫をいふ。その他のものを平民とす。而して、華族

の多くは、古の公卿及び諸侯、また、あらたに、國家に功勞ありし人人にして、名譽たかき家がらなり。

公卿といへるは、歴代の皇室につかへ、政事にあづかりし人の子孫、もしくは、その一族のものなり。古より、臣下にて、朝政にあづかりし、おもなる人に、武内宿禰、及びその子孫なる、平群氏、大伴氏、物部氏、蘇我氏等あり。平群氏は、木菟といへる人ありしが、眞鳥鮪にいたりて、ほろび。大伴氏は、道臣命の子孫にして、金村もつとも、名だかりししが、その後は、一族、大におとろへたり。物部氏は、可美眞手命の子孫にして、尾輿守屋等、高位にのぼりしが、守屋は、馬子に、ほろぼされ。蘇我氏は、稻目馬子のときに、

あらはれ、蝦夷入鹿のときに、ほろびたり。

ひとり、藤原氏は、わが皇室と、相ならびて、今日にいたるまで、さかんなり。藤原氏は、天兒屋根命のすゑなる、中臣鎌足の子孫にして、不比等の子にいたりて、南家、北家、式家、京家とわかれたり。その後、基經、良房、百川等、名ありき。また、時平、忠平、實賴、師輔、師尹、伊尹、兼通、兼家、道隆、道兼、道長、賴通等の時代を、盛なりとすれども、道長、賴通の時を以て、全盛とす。教通、師實、師通、忠實、忠通、賴長等にいたりて、その勢力、大におとろへたりといへども、なほ、朝政にあづかれり。それより、政事の權力、源平二氏にうつりて、藤原氏は、また、昔日の如くならざりき。忠通の子孫に、

基實・兼實・基通・良經・道家・兼平・良實・實經等あらはる。源頼朝、天下の政權をにぎり、藤原氏の勢力を、わかたんがため、近衛・九條の兩家に、わかちしを、北條時頼にいたりて、さらに、鷹司・二條・一條の三家となり、五家のうち、かはるがはる、攝政・關白たることとなりたり。これを五攝家といふ。その後、足利氏變亂のときに、あたりては、藤原氏の一族、多くは、皇室と喜憂をともし、織田・豊臣・徳川の三氏をへて、つねに、忠勤おこたらず、よく、朝政をたすけてまつり、明治維新の大業を成就し、以て、今日にいたれり。

第十一課。 武家。(その一)

わが國には、朝政にあづかりし、公卿の外に、軍事をつかさどりし、武門・武士なるものありたり。而して、武門のおもなるものは、源・平二氏をはじめとして、その子孫、もしくは、支族たる北條・足利・織田・徳川の諸氏とす。これらの諸氏より、おこりたる武將は、ただに、軍事にたづさはりしのみならず、政權をにぎり、朝廷にかはりて、天下に號令するに、いたりしなり。

平氏は、桓武天皇よりいで、國香・貞盛をはじめとして、正盛・忠盛のとき、やや、あらはれ、清盛にいたりて、大に、さ

かえ、以て、重盛・維盛コレモリにおよべり、重盛の弟、宗盛、暗弱にして、安徳天皇の壽永四年三月、つひに、源氏に、ほろぼされたり。

源氏は、清和天皇よりいで、經基・滿仲を、はじめとして、賴光・賴信・賴義・義家にいたりて、大に、あらはる。爲義・義朝、爲朝等は、保元・平治の亂にほろび、義仲は、賴朝にうたれ、一族、ほとんど、つくるになんなんとせしが、賴朝は、弟、範賴・義經等と、平氏をうちほろぼして、源氏、ふたたび、さかえ、はじめて、幕府を鎌倉にひらき、わが國、武家政治のもとゐ、まつたく、なれり。しかるに、子の賴家をへて、實朝にいたり、三代三十五年にして、つひに、ほろびたり。

北條氏は、平氏の支族にして、賴朝をたすけて、武家政治を、ひらきたりしが、その後、源氏にかはりて、九代百餘年の間、天下の政治を、つかさどりたり。そのはじめは、時政にして、義時・泰時・經時・時賴・時宗、もつとも、さかんなりしが、貞時・師時にいたりて、やや、おとろへ、高時にいたりて、まつたく、ほろびたり。賴朝が朝政を、あづかりしより、凡そ、百五十年にして、鎌倉幕府たえぬ。實に、紀元一千九百九十三年、後醍醐天皇の元弘三年五月なりき。

第十二課。武家。(その二)

足利氏は、源氏のすゑにして、尊氏おこり、義詮ヨシツネ・義滿テモリに

いたりて、室町幕府のもとの成り、義持・義量・義教・義勝に
いたるの間は、義教の弑せられし外、天下やや、大事なき
をえたりしが、義政・義尚の時代には、將軍の勢力大に、お
とろへ、義視・義澄・義植・義晴・義輝・義榮に、いたるの間は、そ
の權力まつたく、おとろへ、政事、ことごとく、陪臣の手に
おち、義昭にいたりて、つひに、ほろびぬ。ときに、紀元二千
二百三十三年、正親町天皇の天正元年なりき。

織田氏は、平氏の後なり、信秀にいたりて、尾張におこ
りたり、子信長、京畿を略定し、その威、天下にふるひしが、
つひに、家臣に弑せられ、その子信忠、また、自殺せり。孫の
秀信にいたりて、ほろびぬ。

豊臣氏は、尾張よりおこりて、信長にかはり、天下を一
統して、その身、關白の職にのほりしが、子の秀頼にいた
りて、つひに、徳川家康に、ほろぼされたり。

徳川氏は、源氏の一族なる、新田氏の後なり。家康、豊臣
氏につぎて、天下の政事をとリ、幕府を江戸にひらきた
り。子の秀忠、孫の家光にいたりて、勢力大に、たかまり。以
て、家綱・綱吉・家宣・家繼、及び吉宗にいたれり。家宣・吉宗は、
徳川將軍中の賢君なりき。その後、家重・家治・家齊・家慶・家
定・家茂にいたり、第十五代慶喜におよびて、大政を朝廷
に奉還せり。ときに、紀元二千五百二十七年、今上天皇の
慶應三年十月なりき。ここにおいて、およそ、七百年の間、

武門にうつりし政權は、まつたく、朝廷にかへりて、王政復古の世となれり。

第十三課 歴史上の人物。(その二)

わが國體の、うつくしくて、建國このかた、幾世ひさしく、國の光の、かけたることなきは、ひとへに、上、皇祖・皇宗の御威徳に、よるといへども、下、臣民の忠良にして、よく、上に、つかへたる功勞も、また、あづかりて、力ありしならん。今、これらの人人を、ことごとく、あげんこと、容易のことに、あらず。されば、歴史上、もつとも、名だかき人人のみを、かきつらねて、これを知らしめんとす。

古きむかしのことは、さだかに、しりがたけれど、大國主命が、草原・水澤をひらき、醫藥の法を、をしへたまひしが如き、天兒屋根命等が、祭祀・實業のことを、つかさどり、たまひしが如きを、はじめとして、第一代、神武天皇の朝にありては、道臣命・大久米命・可美眞手命・天種子命・天富命が、宮門の護衛・朝政の輔佐に、あたりたまひし如きは、世に知られたることなりとす。

第十代、崇神天皇の朝にあたりて、四方のいまだ、したかはざるものを、征せんがため、大彦命・武渟川別命・丹波道主命・吉備津彦命を、北陸・東海・山陰・西海の四道に、つかはしたまひしかば、諸國平定して、大和朝廷の威光、とほ

きにおよびたるが如き。第十一代、垂仁天皇の御代に、野見宿禰、土偶をつくりて、殉死の儀式にかへたるが如き。第十二代、景行天皇の御代に、皇子日本武尊の、熊襲及び東夷征伐の如き。また、武内宿禰が、日本武尊の先發として、東夷を巡視し、第十三代、成務天皇の朝には、大臣に任ぜられ、征韓の役には、神功皇后をたすけ、第十五代、應神天皇の朝には、筑紫の都督となり、第十六代、仁徳天皇の朝に薨じ、五代に歴仕したるが如き。第二十五代、武烈天皇の朝、平群眞鳥の亂には、大伴金村、勅を奉じて、これをつちほろぼしたるが如き、いづれも、みな、いちじるしきことなりとす。

第十四課 歴史上の人物。(その二)

第三十三代、推古天皇の皇太子、厩戸皇子は、後に、聖徳太子と、おくりなせる御方にして、わが國、佛教の興隆には、非常に力ありし御方なりしが、太子、博學・多藝にして、大に、工藝・美術をさかんにし、制度をあらため、文物をすすめ、憲法十七條を、えらびたまひしは、著しきことなり。き。かの、鳥佛師・僧曇徴の如きは、このときの有名なる技術家なり。

中臣鎌足は、博學・大度にして、不臣なる蘇我氏を、ほろぼし、第三十八代、天智天皇の御政事を、たすけしが如き。

第四十二代、文武天皇の朝に、藤原不比等、大寶律令をえらびしが如き。第四十五代、聖武天皇の朝に、片假名をつくりしといふ、吉備眞備キヒマコの如き。嵯峨天皇の頃、平假名をつくりしといふ、僧空海の如き。技術にたくみなりし、僧行基の如き。第四十八代、稱徳天皇の朝に、皇位繼承につき、忠烈をつくしたる和氣清麿ワキキヨゾの如き。第五十代、桓武天皇の朝に、大將軍坂上田村麿サカノウラタムラモロの蝦夷をうちて、大功ありしが如きあり。

第六十代、醍醐天皇の朝に、菅原道眞、政事にあづかり、名聲ならぶものなかりしかば、藤原時平、これをねたみ、讒奏しければ、道眞、つひに、太宰府に貶せられて、薨ぜり。

後に、その忠誠、あきらかになりて、太政大臣正一位をおくらす。前中書王兼明親王カネアキラは、第六十四代、圓融天皇の御代の人にして、和漢の文學に、長じたまへり。

第十五課 歴史上の人物 (その三)

第六十六代、一條天皇のころ、武門にて、武勇のきこえありしは、源賴光、賴信兄弟なり。賴光が、大江山の酒吞童子を、うちしは、今にのこれる、むかしはなしなり。また、賴信は、平忠常をうちて、功名ありき。源賴義、及び義家が、陸奥における、前九年、後三年の戦は、第七十代、後冷泉天皇、及び第七十三代、堀河天皇の御代のことにして、人のよ

く、知るところなり。その子孫なる、爲義・義朝・爲朝・義平等は、保元・平治の戦亂に、あづかりし人にして、平の貞盛の後なる、忠盛、その子清盛、孫の重盛等は、源・平兩家のあらそひに、きこえし人なり。ことに、頼朝は、武家政治の、はじめをなしたる人にて、もつとも、名だかし。

第八十四代、順徳天皇の朝に、源氏ほろびて、後は、北條氏、ひとり、さかんにして、泰時・時頼は、大に、力を民政にもちひ、時宗の元寇を、うちやぶりしは、第九十一代、後宇多天皇の、弘安四年にして、美談を、今にとどめたり。當時、政事に、きこえたるは、大江廣元・青砥藤綱等にして、名工に、定朝の、すゑなる、運慶・湛慶あり、和歌の名人に、源實朝・藤

原定家・僧西行等ありき。

第九十六代、後醍醐天皇の御代に、天下、大に、みだれ、亂臣、勢をほしいままにせしときに、あたりて、忠を皇室につくしたる人、はなはだ多し。皇子護良親王を、はじめとして、藤原藤房・楠木正成・新田義貞・名和長年・兒島高德・北畠親房・菊地武時・土居通綱・得能通増・足助重範・櫻山茲俊の諸族に、いたるまで、忠義に死せしもの、一一、かきつくしがたし。

第十六課 歴史上の人物。(その四)

第百代、後小松天皇より、第百六代、正親町天皇まで、凡

そ二百年の間は、足利氏、天下の政事をにぎりし時代にして、天下大にみだれしかば、歴史上、しるすべき人物、きはめて、すくなし。ただ、義満、義政、前後奢りを、きはめしかば、工藝、美術のみは、大に、すすみたり。畫工には、明兆、周文、雪舟、及び狩野正信、その子元信あり。元信は、古法眼と、よばるる名人にして、その舅、土佐光信と、ならび稱せらる。また、彫金師には、後藤祐乘、陶器師には、祥瑞五郎太夫ありて、その名たかし。

當時は、戦亂の世の、ならひととして、武力にすぐれたる人、多くいてたり。うちにも、北條早雲、氏綱、氏康の如き、武田信玄、上杉謙信、毛利元就の如き、いづれも、人の知るところなり。

第百三代、後土御門天皇の朝に、應仁の大亂ありて、皇室式微して、供御とほしかりければ、佐々木高頼の獻金にて、わづかに、御葬送の式ををへ、その後、數世の間、大内義興、僧光兼、毛利元就等の、獻金にて、やうやく、御即位の大禮を、おこなひたまへり。織田信長は、その間に、おこりて、禁裡の造營、朝儀の再興、ならびに、伊勢神宮造營の典をあげ、或は、京畿の關を廢し、或は、道路、橋梁を、をさめて、交通を便にしたるが如き、美事多かりしが、中道にして、明智光秀に弑せられ、豊臣秀吉、その後をうけ、西征東伐して、日本帝國、たえてひさしき、一統の世となりぬ。

こは、今より、凡そ、三百餘年前のことなりき。當時は、名だ
かき勇士、雲の如くおこりて、秀吉のために、朝鮮をうち、
明軍をおどろかしたり。うちにも、加藤清正・小早川隆景・
島津義弘等の雷名は、あまねく、敵中にとどろけり。

第十七課 歴史上の人物。(その五)

第一百七代、後陽成天皇の慶長八年、家康將軍となりて
徳川十五代、三百年の治を、江戸にひらき、以て、明治の御
代にいたれり。三代將軍家光の如きは、徳川幕府のもと
ゐを、かためたる人にして、前後に、文學興隆して、藤原惺
窩・林道春・水戸光圀・中江藤樹・熊澤蕃山・下河邊長流・僧契

冲・荷田・春滿・山崎闇齋・伊藤仁齋及び東涯・荻生徂徠・太宰
春臺・木下順庵・貝原益軒・宮崎安貞・松尾芭蕉等の、學者・文
人、輩出せり。

第一百十一代、後西院天皇の御代、綱吉將軍たり、細井廣
澤、歴代の山陵を、さぐり、これを、をさめんことを、建議し
て、もちひらる。第一百三代、東山天皇の元祿十四年、赤穂
の遺臣、大石良雄等四十七士、復讐のことありて、士風大
にふるへり。將軍家宣の顧問に、新井白石として、有名なる
儒官あり、その友に、室鳩巢として、名だかき學者ありき。

第一百十四代、中御門天皇の朝、吉宗將軍となりて、もつ
ばら、心を政治にもちひ、大に、舊來の法をあらため、洋書

輸入の禁を、ときたり。このときにあたりて、青木文藏・西川如見・前野蘭化・桂川甫園・杉田玄白・宇田川槐園・大槻玄澤など、いへる洋學者はじめて、世にいて、ついで、戸塚静海・青地林宗・伊藤圭介・宇田川榕庵等の學者、多くいてたり。

第百十九代、光格天皇の御代、將軍家齊、また、治をはかり、松平定信をもちひて、政治をおこなはしめたり。これを寛政の治と稱す。定信は、世に白河樂翁と、いへる人なり。當時、寛政の三奇人と稱せられし、高山彦九郎・蒲生君平・林子平は、尊王愛國の心、あふるるばかりなりき。その後、天保年中に、渡邊華山・高野長英の如き、名だかき人、い

てたり。寛永年中に、近藤重藏・間宮林藏、樺太を探檢して、その圖説をつくり、伊能忠敬は、日本實測圖をつくれり。當時、國學、大に、おこり、有名なる人、相ついで、いづ。賀茂眞淵・本居宣長・塙保己一・平田篤胤等、これなり。漢學者には、寛政の三博士、柴野栗山・古賀精里・尾藤二洲を、はじめとして、頼山陽・藤田東湖等、また、相ついで、いでたり。その他、佐藤信淵・二宮尊徳・大鹽平八郎・京傳・馬琴・三馬・一九等も、人のよく、知るところなり。

第十八課。 歴史上の人物。(その六)

第百二十一代、孝明天皇の嘉永・安政のころ、國家多事、

外交さかんなるに、およびて、橋本左内・梅田雲濱・頼三樹三郎等、憂國慨世の士、多く輩出せり。うちにも、長藩の吉田松陰、洋行をくはだてて、禁錮せられ、その師、佐久間象山も、また、坐して、禁錮せられたり。高杉晋作・大村益次郎・山縣有朋・山田顯義・品川彌二郎・伊藤博文等、長州の名士は、大抵、松陰の門人なり。

當時、大名のうちにては、薩州の島津久光、長州の毛利敬親、土州の山内豊信等、勢力もつとも、さかんにして、これを、薩・長、または、薩・長・土と、稱するにいたれり。その他、越前の松平春嶽、肥前の鍋島直彬等、みな、有名なりき。

皇族にては、有栖川宮熾仁親王、仁和寺宮嘉彰親王あ

り。公卿には、三條實美、岩倉具視、九條道孝あり。諸藩の名士には、長州に、木戸孝允、前原一誠あり。薩州には、西郷隆盛、大久保利通あり。土州には、坂本龍馬、後藤象二郎、板垣退助あり。肥前には、江藤新平、大隈重信あり。幕府には、勝安芳、榎本武揚、大鳥圭介等あり。

明治戊辰の役においては、大村益次郎、西郷隆盛、伊地治正治、黒田清隆等、戦功ありし人なり。明治七年、臺灣征討においては、西郷従道、すこぶる、功勞ありき。同十年、西南の役には、谷干城、山縣有朋、川村純義、黒田清隆等、もつとも、有名なりき。

その後、日清戦役にて、有名なる人人は、その數、はなは

だ、多くして、かきつくすべくもあらねど、北白川宮能久親王を、はじめとして、山縣有朋、大山巖、川上操六、野津道貫、樺山資紀、伊東祐亨等の軍人、全權公使大鳥圭介、及び講和委員たりし、伊藤博文、陸奥宗光等、いづれも、勳功ありき。その他、當時、功勞ありしもの多し。その他、清國事件にて、てがらありしもの、すくなからざれども、ここには、一一、これをあげず。ちかく、日露戦争に於ては、人のよく知るが如く、陸軍參謀本部にありては、山縣有朋、長岡外史等、海軍軍令部にありては、伊東祐亨等、および陸軍大臣寺内正毅、海軍大臣山本權兵衛等を、はじめとして、戰場にありては、陸軍の大山巖、兒玉源太郎、黒木爲楨、奥保

鞏、乃木希典、野津道貫等、海軍の東郷平八郎、上村彦之丞等、最も有名なり。また政治、外交にあたりて、力をいたしし人は、内閣總理大臣桂太郎、外務大臣小村壽太郎等に、して、その名、高し。この他、政治家、軍人等、勳功ありし人の多きこと、古來、いまだ、かつて、あらざるところなり。

第十九課 國內の戦亂。(その一)

わが國は、世界に、ならびなき、國がらにして、金甌、ひとたびも、かけたることなきも、ときには、よからぬともがら、皇命にしたがはざること、なきにしもあらず。されど、つひには、いづれも、皇威に、うちなびかざるものなかり

き。今、その大要をのべて、わが國內における、戦亂の沿革を、しらしめんとす。

神武天皇の東征は、いふもかしこく、建國のもとゐにして、歴史上における、唯一のいくさなり。崇神のみかどは、四道將軍をして、四方、いまだ服せざりしものを、うたしめたまひ、景行天皇の御代、日本武尊の熊襲征討、東夷征伐、ならびに、仲哀天皇の、熊襲の御親征等は、國內における軍事のはじめなり。

第三十一代、用命天皇の御代に、蘇我氏と物部氏との間に、あらそひありしも、私の戦にして、いふにたらず。弘文天皇の皇叔大海人皇子と、たたかひて、崩じたまひし

は、きくもいたましきことなり。桓武天皇の御皇に、大將軍坂上田村麿は、蝦夷をうちて、これをたひらげ。天慶年中、平將門・藤原純友等、そむきければ、平貞盛・藤原秀郷・源經基・小野好古等うちて、これをほろぼせり。後一條天皇の朝、平忠常の亂ありしが、源賴信、これをたひらげぬ。前九年の役には、源賴義・義家父子、安部賴時・貞任父子をうち、後三年の役には、義家、清原武衡、家衡を、ほろぼしぬ。

その後、保元・平治の兵亂には、上、皇室をはじめたてまつり、源・平兩家、骨肉たがひに、いりまじりて、父子・兄弟、相そこなひしは、かきしるすに、しのびず。それよりこのかた、源・平二氏、争亂とけざりしが、平氏の一族は、つひに、西

海のもくづとなりはてたり。こはもと、兩家の争より、おこりて、累を皇室に、およぼしたるものなり。

第二十課 國內の戦亂。(その二)

今をさること、六百八十二年前、仲恭天皇の承久三年、後鳥羽上皇は、順徳上皇とはかり、北條義時の不臣を、せめんとて、兵を全國にめしたまひしが、こととげずして、後鳥羽・土御門・順徳の三上皇は、遠島にうつされたまひ、つひに、島中に崩御ありしぞ、あさましかりしかぎりなる。

後醍醐天皇、元弘三年、北條高時をうちて、これを、ほろぼしたまひ、政權一たび、朝廷にかへりしが、建武二年、足利尊氏、反して、天下、大に、みだれ、南北兩朝に、わかれしこと、四代五十七年の間なりしが、後小松天皇にいたりて、南北朝、やうやく、一に、さだまりぬ。實に、紀元二千五十二年にして、今より、およそ、五百十三年前なり。

その後、およそ、二百年の間は、足利氏將軍たりしが、兵亂、相つぎて、上下、大に、困難をきはめたり。明德・永享・嘉吉の亂をへて、つひに、應仁の大亂を、かもし、京都は、兵火にかかりて、おほむね、灰燼となり、歴代の寶物・記録、たいてい、やけたり。朝廷の式微、幕府の衰頽、ますます、はなはだしくして、つひに、天下は、群雄の割據となり、戦國の時代

とはなれり。

正親町天皇の永祿十一年、織田信長、勅を奉じて、西上し、近畿を略定して、天下、小康をえたりしが、中道にして、たふれ、その臣、豊臣秀吉、つひに、天下を一統して、太平の世となれり。時、まさに、紀元二千二百五十年なりき。

秀吉薨じて後、慶長五年、關原の大合戦にて、天下、徳川氏に歸し、大坂冬の陣、及び、夏の陣をへて、豊臣氏、まつたく、ほろび、徳川氏三百年の治を、ひらきたり。その後、明治維新にいたるまで、島津家久の琉球を征服せしと、島原の亂とを、のぞきては、ほとんど、兵亂あらざりき。徳川氏の末年、嘉永、安政のころ、外船きたるにおよび、太平の夢、

たちまちに、やぶれて、浪士、四方におこり、さかんに、鎖港攘夷、尊王討幕の議を、となへ、天下、まさに、みだれんとせしが、今上天皇の慶應三年にいたり、大政朝廷にかへりて、明治元年戊辰の役後、維新の大業、まつたく、成りぬ。同七年に、臺灣征討あり、佐賀の亂あり、九年に、熊本、及び、萩の亂ありて、明治十年、西南の役ありし後は、天下、大に、をさまりて、つひに、今日の如く、めてたき御代となれり。

第二十一課 兵制の沿革。

わが國は、建國のむかしより、文武一途、舉國皆兵、而して、天皇、元帥となりたまひ、大臣、大連、これをたすけ、別に、

將帥をおかせられず。故に、天下もし、ことあらば、天皇、みづから、征伐の勞を、とりたまひ、しからざれば、皇子、皇后、これに、かはりたまふ。されば、大權、上にありて、よく、天下を制御したまひき。

孝徳・文武の御代に、いたりては、唐制にならひて、文官・武官を、わかち、はじめて、兵制を一定せられ、男子二十歳以上、六十歳以下を正丁とし、正丁三分の一をとりて、軍事をならはしめ、ことあるときは、兵役につかしむ。これを軍團といふ。年番交代して、京をまもり、または、太宰府をまもらしめ、以て、外寇にそなへたり。

その後、奈良の朝に、いたりて、兵制、大に、ゆるみ、兵士、用をなすに、たらざりしより、諸國の豪族の子弟にして、弓馬の材あるものを、もちひて、守衛、或は警察に、そなへたり。ここにおいて、徵兵にあらざる、専門の武士、できたり。藤原氏、外戚を以て、政權をとり、その職を、世世にし、軍事は、これを源平兩家に、ゆだねるに、いたりて、はじめて、武門の稱あるに、いたれり。貞觀アホイ・延喜エンキの後、綱紀ゆるびて、武士は、郷土に、跋扈し、天慶・寛治のころ、源平二氏、はびこれり。朝廷兵亂を、しづむるに、これらの武士を、もちふるに、いたりしかば、武士ども、たがひに、相從屬して、君臣の如く、なり、つひに、武家政治の、もとゐをなせり。

鎌倉、及び、室町の幕府をへて、徳川幕府のすゑに、いた

るまで、依然として、その風を存したりしが、安政年間、薩長の二藩は、率先して、外國の兵制をとり、洋式の練兵を、なすにいたれり。明治の御代となり、兵制、まつたく、改良せられて、世界を壓するの、ありさまとなれり。

第二十二課。外國との戦争。(その一)

わが國は、建國以來、二千五百六十五年、いまだ、一度も、外國のはづかしめを、うけたることなし。これ、まことに、祖宗の威烈と、祖先の忠節とに、よらずんば、あらず。今、われらは、このめでたき國に、うまれたれば、この祖宗に對して、まつり、祖先には、ぢざる、心がけなからざるべからず。

されば、わが國が、外國にむかひて、戦争をなしたる一斑をあげて、われらが、將來のかがみと、なさんとす。今より、凡そ、千七百年前、熊襲、そむきければ、仲哀天皇、親征して、軍中に崩じたまへり。皇后、おもへらく、熊襲の、しばしば、そむくは、新羅のたすけ、あるがためならん、まづ、新羅を征せば、熊襲、おのづから服せんと、つひに、三韓征伐の、はかりごとを、決したまひ、喪を祕し、男装して、大臣武内宿禰を、ひきゐ、ただちに、新羅をせめたまふ。新羅王、おどろきて、いでくだりければ、皇后、すなはち、鎮將をとどめ、日本府をおき、つひに、三韓を、わが屬國としたまへり。その後は、支那、印度の文學、技藝、當時、三韓に、つたは

れるもの、續續わが國に渡來して、わが國の文明をすす
めたること、すくなからず。三韓は、その後、およそ、三百六
十年間、朝貢をおこたらざりしが、欽明天皇の朝に、新羅
そむきてより、反亂たえず。天智天皇にいたりて、その關
係、大に、りすくなりぬ。

第二十三課。外國との戦争。(その二)

支那は、天子の家筋、しばしば、かはる國がらなれば、今
より、およそ、六百年前、支那の北方、蒙古地方よりおこり
し、忽必烈といへる人、宋の世をほろぼし、國を元と號し、
その勢、はなはだ、さかんにして、つひに、わが國をも、した

がへんとて、第九十代、龜山天皇の御時、しばしば、無禮な
る書面をおくりしかば、時宗奏して、答書をいださざり
き。かくて、第九十一代、後宇多天皇の御時、文久十一年十
月、忽必烈は、元兵、及び、高麗兵をして、わが對馬、壹岐を、を
かさしめ、すすみて、筑前をせめしが、大風雨にあひ、兵船
やぶれて、夜のうちに、ひきしりぞきぬ。

その後、忽必烈は、三たび、使をもて、答書をうながしけ
れば、時宗、その使をとらへて、これをきりぬ。ここにおい
て、忽必烈、大に、いかり、後宇多天皇の弘安四年、總勢、およ
そ、十餘萬人、兵船、海をおほひて、せめきたる。龜山上皇、大
に、うれひたまひて、身を以て、國難にかはらんことを、伊

勢大廟に、いのりたまひぬ。

關東、及び九州の兵は、鎌倉の下知にしたがひ、太宰府にあつまり、よくふせぎて、敵兵をして、上陸せしめず。交戦はなはだ、つとめたるうち、七月晦日の夜、暴風にはかにおこり、元の兵船、たいてい、やぶれ、おぼれ死するもの、數を知らず、わが軍、この勢に乗じて、ふるひうちければ、元の兵、ほとんど、みなごろしにせられ、いきてかへりしもの、わづかに、三人なりきといふ。ここにおいて、わが國民の勇武にして、敵すべからざるを、知り、元、また、われをうかがはざりき。その後は、彼我の商船、なにごともなく、たがひに、相往來せり。

第二十四課。外國との戦争。(その三)

今をさること、およそ、三百年前、豊臣秀吉、天下を一統して、人民塗炭のくるしみを、すくひたり。當時、支那にては、元の世、ほろびて、明の世なりしが、國內、大に、みだれるたり。秀吉、もとより、大志あり、かつ、弘安年間に、支那兵の襲來せしを、いかり、これに報ぜんとおもひ、道を朝鮮にかりて、明をうたんとせしが、朝鮮、これにしたがはざりければ、秀吉、つひに、志を決して、まづ、朝鮮をとり、而して、後、明にいらんとせり。

後陽成天皇の天正十九年、秀吉、みづから、肥前の名護

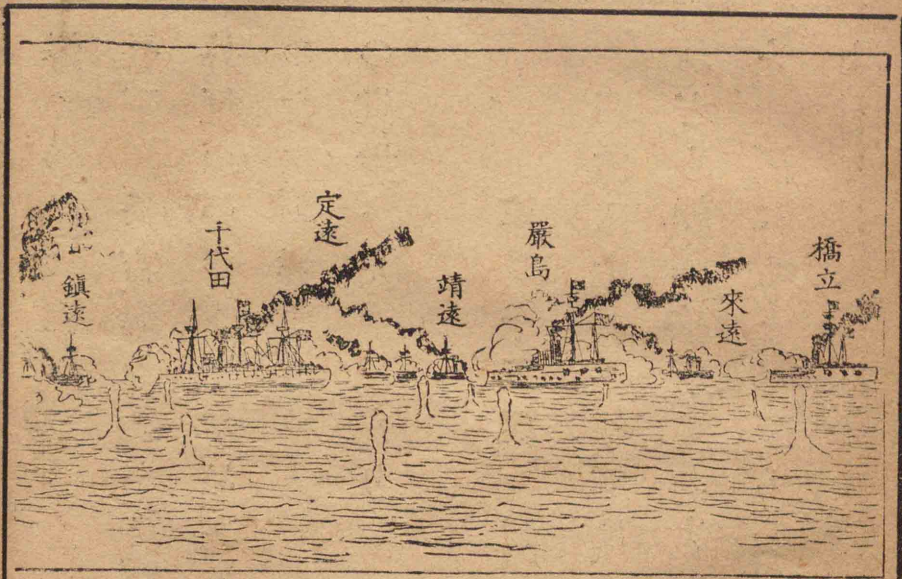
屋にいで、朝鮮征伐の指揮をなし、宇喜多秀家を總大將とし、加藤清正・小西行長を陸軍の先鋒とし、九鬼嘉隆・藤堂高虎等を水軍に將たらしめ、海陸すべて十五萬、釜山浦に上陸し、京城をせめとりしかば、國王は出奔し、二王子は、とりこにせられたり。わが兵、勢に乗じて、八道を席卷し、まさに、明に入らんとす。

ここにおいて、朝鮮、すくひを、明にこひければ、明主、すなはち、祖承訓・李如松等をして、こもごも、きたりふせがしめしが、みな、やぶれかへりぬ。明主、大に、おそれ、和をこひ、戦を中止せしが、和睦の談判やぶれて、秀吉、ふたたび、征明の令をいだし、慶長二年、小早川秀秋を大將とし、朝

鮮の各地において、さんざんに、明軍をうちやぶれり。慶長三年、秀吉、病おこりて、薨じければ、遺命により、つひに、外征のいくさをやめ、在韓の兵を、ひきかへしたりき。この役に、朝鮮より輸入したる、工藝・技術多くして、わが國の進歩をたすけたり。

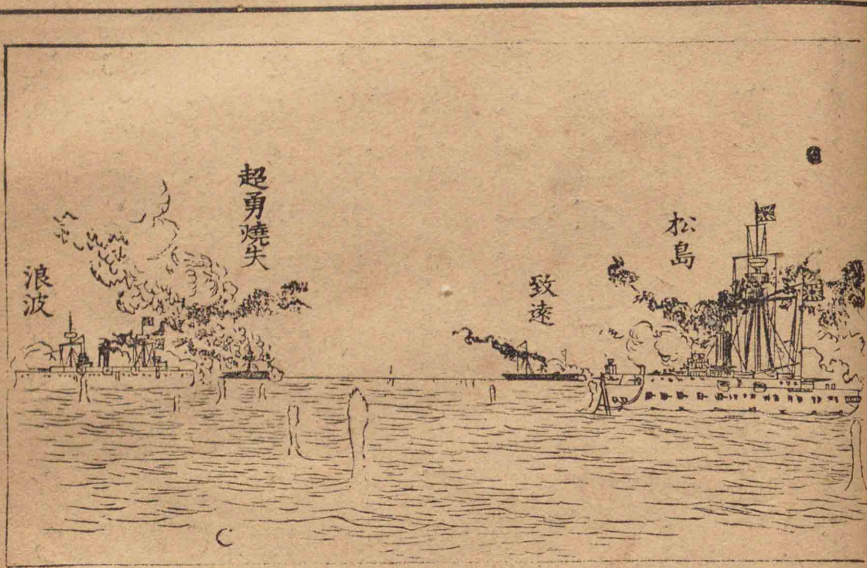
第二十五課。外國との戦争。(その四)

明治二十七年、朝鮮に、東學黨といへる亂民、おこりけれども、朝鮮政府、これをしづむることあたはず、すくひを、清國にもとめたるを以て、清國は、ただちに、兵をいだしければ、わが國も、また、天津條約にもとづき、兵をい



して、わが居留民を保護せり。東學黨は、兩國の出兵を、さきて、一時、をさまりけるも、兩國の間に、争を生じ、まさに、兵端をひらかんとする、ありさまとなれり。

たまたま、清國の軍艦は、豊島沖において、不意に、わが軍艦をうちしかば、われは、やむをえず、これに應戦して、大に、敵艦をうちやぶれり。このと



き、朝鮮政府は、わが國にむかひて、清兵を放逐せんことを、こひければ、わが軍は、つひに、清兵の本營牙山をぬけり。

ここにおいて、天皇陛下は、八月一日を以て、宣戰の詔勅を下したまへり。これより、わが軍、三道より、すすみ、平壤を包撃して、大に、清兵をやぶり、その精銳を、くじけり。ついで、わが聯合艦隊は、黃海におい

て、清の北洋艦隊をうちやぶり、四隻をしづめ、その他を、
おひちらしたり。

このときに、あたりて陸軍は、破竹の勢を以て、鴨綠江
をわたり、清の遼東にせめいり、しきりに、九連・鳳凰海城
の諸城をとり、なほ、すすみて、牛莊ウチヤン及び田莊臺をとれり。
また、別軍は、臺灣地方を經略して、澎湖島を占領せり。こ
れを、第一軍といへり。

第二軍は、清の花園口に上陸して、金州城をとり、旅順
口を、おとしいれ、さらに、海をわたりて、榮城灣に上陸し、
威海衛の陸地を、占領したり。海軍は、しきりに、水雷艇を、
はなち、定遠以下數隻を、破砕したれば、清の水師提督丁

汝昌は、ことごとく、軍艦・兵器・砲臺を、われにおくりて、軍
人等の生命を、たすけんことをこひ、その身は自殺しけ
れば、北洋艦隊、ついに、全滅したり。これ、あたかも、第一軍
の牛莊を、おとしいれしころなりき。

ここにおいて、清の全權大臣、李鴻章、馬關にきたりて、
和をこひければ、わが國は、これをゆるして、清國は、朝鮮
の獨立を、みとむること、遼東半島・臺灣全島・澎湖列島を、
割讓すること、償金二億兩ウイムをいだし、こと、あらたに、諸港
をひらくこと等の、數條を約して、和議をむすびぬ。しか
るに、露・獨・佛の三國、同盟して、わが國が、永久に遼東半島
を、所有することは、東洋平和のため、よろしからずと、

忠告せしかば、つひに遼東半島を、清國にかへして、さらに、代償金三千万兩をとれり。

臺灣は、すでに、わが有に歸せりといへども、清人劉永福、ここによりて、われに敵しければ、わが軍、これを征伐して、全島を平定せり。これより、わが國は、國威大に、あがり、清國も、また、大に、さとりとるころありて、やうやく、改良のみちにむかひたり。

ことに、わが國は、外交の當初、百事草創にして、歐米諸國との、條約中、わが國に不利なる條項、すくなからざりしが、この戰勝の結果として、各國との交渉、まつまり、條約を改正して、彼我對等の、權利をうるにいたれり。また、

大に、軍備を擴張して、陸軍を、十二箇師團となし、海軍を、四鎮守府となして、ますます、兵勢を、さかんにせり。

第二十六課 外國との戰爭。(その五)

明治三十三年五月ごろ、清國の北部に、義和團と稱する、亂民おこりて、耶蘇教を、しりぞけ、西洋人をおひはらはんとして、おひおひ、その勢力をまし、外國人をころし、公使館を、せむるにいたれり。政府の官人も、また、ひそかに、これをたすけ、獨逸の公使、及びわが公使館員は、ころされたり。北京の外人、これがため、大に、くるしみしかば、日・英・米・獨・佛・露、及び澳・伊の列國は、各、兵をいだして、これ

をうち、太沽^{タイク}天津^{チン}をとり、八月、つひに、北京にいりて、各國公使以下、居留の人民をすくふ。清帝、太后、及び諸王、みな、西安府にのがれ、義和團は、つひに、そのあとを、ひそめぬ。この事變につき、わが國、及び、列國は、清國のつみを、とひ、つひに、明治三十四年九月、清國をして、獨逸、及び、日本に、謝罪使を發し、犯罪者を罰し、太沽より北京にいたる間の、砲寨を、とりくづし、列國のさしづに應じて、政府の改革をおこなひ、償金を各國にはらふ等のことを、約せしめて、ことをはりぬ。

連合軍のうち、わが軍は、規律もつとも、ただしく、武勇もつとも、すぐれて、しばしば、戦功をたてたり。さきに、二十七八年の戦役において、わが國の威名は、大に、あらはれたりしに、今、また、列國と、ことをともにして、その功勳ならびなかりしにより、わが軍隊の武勇は、あまねく、世界に知れわたり、わが國は、これより、世界強國の一に、かぞへらるるに、いたれり。

第二十七課。外國との戦争。(その六)

韓國の獨立を鞏固にし、その領土を保全し、かつ、その半島における、わが國の利權を、まつたりするは、わが國の安全をはかるため、必要かくべからざることとなり。而して、その目的を達せんには、滿洲における、露國の侵

略的方針をふせがざるべからず。

ここにおいて、わが國は、滿・韓における、日露兩國の利害を、平和の間に、協定せんと欲し、明治三十六年七月、露國にむかひて、交渉をひらきたり。然れども、露國は、つねに、言を左右に託して、さらに、わが國の要求に應ぜず。時日は、遷延して、つひに、翌三十七年二月六日におよべり。その間、露國は、しきりに、軍艦及び軍兵を、東洋におくりて、ひそかに、戦争の準備をなせり。かくの如くなるを以て、わが國も、やむなく、二月六日を以て、交渉斷絶の公文を、露國におくれり。ここにおいて、兩國は、つひに、兵馬の間に、相見ゆるにいたれり。

二月十日 宣戰の詔勅はくだれり。この時において、仁川における、敵艦撃沈の公報、旅順口における、わが艦隊の捷報、相ついで、つたはりしかば、國民歡喜勇躍して、みな、萬歳をさけべり。この時、陸軍の一部は、すでに、韓國に上陸したれども、なほ、戦鬪をひらくに、いたらざりき。その後、旅順口攻撃のわが艦隊は、司令長官東郷平八郎、指揮の下に、數度の港口閉塞の壯舉を行ひ、勇猛なる十數回の海戦において、しばしば、大勝をえて、敵の勢力を減殺し、有名なる敵の司令長官、マウロフを溺死せしめ、つひに、八月十日の戦鬪において、敵の艦隊を潰亂せしめ、十二月八日、旅順の陸上砲撃によりて、まつたく、こ

れを絶滅したり。しかのみならず、八月十四日、蔚山沖において、ウラジホストックの艦隊を迎撃して、大損害をあたへ、ついで、五月二十八日、敵の本國より、遠く來援せし、バルチック艦隊を、日本海に迎へて、或はこれを撃破し、或はこれを轟沈し、或はこれを捕獲したるもの、實に、二十二隻、十五萬三千噸、司令長官ロヂエスト、ウエンスキ、及び司令官ネボカドフ、以下將卒約一萬餘人を擒にし、露國をして、また、立つべからざるにいたらしめたり。これ、世界における、有史以來の大勝利にして、列國の耳目を聳動せしめたり。

この間において、陸軍は、續續清韓の各方面に、上陸し、第一軍は、司令官黒木爲楨の指揮によりて、韓地における、敵兵を驅逐し、五月一日、鴨綠江の激戦において、大勝を得、九連城、蛤蟆塘の敵を、しりぞけ、敵兵三百餘名を捕獲せり。それより、鬩陽門、岫巖、摩天嶺、城廠等を占領し、七月十九日、細河沿(橋頭)の附近において、激戦をなし、七月三十一日には、榆樹林子及び様子嶺において、大に、敵兵をやぶり、敵の軍團長ケルレルを、たほせり。なほ、すすみて、大西溝北方高地を、占領して、敵を追撃し、遼陽にせまれり。

第二軍は、司令官奥保鞏の指揮の下に、遼東半島に上陸し、五月二十六日、金州を占領し、激戦多時にして、つひ

に南山を奪取して、敵を旅順に壓迫したり。それより、北進して、六月十四・十五の兩日、敵の旅順救援軍と、得利寺に遭遇し、これを包圍して、北方に撃退し、捕虜三百餘名と、數多の兵器・彈藥とをえたり。なほ、すすみて、大石橋附近にて、激戦し、有名なる大夜襲を行ひ、つひに大石橋營口を取り、敵を遼陽方面に追撃したり。

第三軍は、司令官乃木希典の指揮の下に、旅順の要塞を包圍し、難攻不落を誇れる城壁堡壘にむかひて、半歲の間、間斷なく、晝夜連戦、殊死格闘、非常の辛酸を、しのび、尺進寸退、多大の損害をかへりみず、朝に一城をぬき、夕に一壘をおとし、いれ、骨山血河のうち、に、出入して、海陸

合撃、漸次、敵勢をそぎ、つひに、二百三高地の要害を奪取して、敵の陣地を猛撃せしかば、翌年一月一日、敵の司令官ステッセル、力つきて、軍門に降伏したり。ここにおいて、わが軍は、旅順の全部を占領し、將卒合せて四萬二千餘人を捕虜とし、軍艦・汽船・兵舎・病院・倉庫等は、勿論、糧秣・武器・彈藥等無數の戦利品をえて、一月十三日、つひに、城内にいれり。

第四軍は、司令官野津道貫のひきゐるところにして、大孤山より上陸したるを以て、これを大孤山上陸軍と稱したり。この軍は、第一軍と第二軍との間をすすみ、兩軍と相連繫して、ゆくゆく、敵を撃退し、得利寺・拆木城・大

石橋の戦争に、加はり、分水嶺・鞍山店、その他を、占領し、北の方、遼陽にせまれり。

第五軍は、司令官川村景明、これをひきゐて、鴨綠江をのぼり、第一軍の右翼にいて、第一軍と相連絡して、しばしば、敵をくるしめ、同じく、遼陽にすすめり。これを鴨綠江軍となす。

これよりさき、七月六日、滿洲軍總司令官大山巖は、同總參謀長兒玉源太郎以下司令部員一同を、ひきゐて、戦地に、むかひ、出發せられたり。ここにおいて、總軍すすみて、九月一日、早飯屯・新立屯・首山堡等を、せめおとし、それより連日の總攻撃を以て、九月四日朝、全く、遼陽を占領

し、敵をして、潰亂せしめ、敵將ミシチエンコ戦死し、死傷するもの、ほとんど、三萬におよび、多數の捕虜と戦利品とをえたり。十月二十三日、敵を沙河方面に壓迫して、これをうちやぶり、降虜約千人、死傷約六萬に達し、鹵獲品非常に多くして、大に、敵勢をくじけり。

その後、大小數多の戦鬪をへて、明治三十八年一月にいたり、二十五日より二十九日にわたり、黑溝臺の大戦ありて、敵に一萬餘の損害をあたへたり。それより、數十日の間は、彼我相接近して、時々、前哨・斥候等の衝突ありしも、互に、相持して、たたかはず。これよりさき、第三軍は、北進して、總軍に加はりしを以て、わが軍、すこぶる、ふる

へり。三月一日より、總軍進撃、各地を占領し、敵を奉天方面に驅逐して、これを包圍壓迫して、九日より十日にわたり、猛烈なる攻撃をなし、つひに敵を潰裂せしめ、全軍追撃にうつり、撫順城を取り、奉天を占領し、敵の死傷約二十萬人、捕虜四萬人以上、分捕品その數を知らず。まことに、歴史ありて以來の、大戦争にして、彼我の總勢百萬人にのぼり、戦線數十里にわたり、しかも、非常の大勝をえたり。わが軍、勝に乗じて、敵を興京・開原・鐵嶺・綿花街・四面城・孤輪城・英額城・八家子・通化の方面に追撃して、多大の損害をあたへ、その地を略取したり。ここにおいて、敵兵、氣はばみ、勢くじけて、はるかに、ハルピン方面に、のが

れ、總司令官クロバトキン、また、その職を、されり。

明治三十八年七月にいたり、樺太上陸軍司令官原口兼濟は、北遣艦隊と、力をあはせ、樺太島を攻撃して、各地の要害をうばひ、八月四日、全島を平定し、同島の軍務知事以下、將卒三千五百名を捕獲し、多くの戦利品をえたり。その他、北韓駐屯軍は、韓地にありて、敵の殘兵を、うちほろぼし、前進軍をして、後顧のうれへ、なからしめたり。かく、わが海陸の諸軍は、連戦連勝して、非常の打撃を、敵國にあたへ、ほとんど、ふたたび、立つべからざるに、いたらしめしかば、アメリカ合衆國大統領ルーズヴェルトは、日露兩國に、交渉して、講和を勸告したり。兩國は、と

もに、その忠言をいれ、種種の順序をへて、八月九日、兩國の全權委員等は、アメリカ合衆國ポーツマウスに會議をひらき、九月五日、講和の條約を協定し、調印ををはり、十月十四日、御批准あらせられたり。

そもそも、日露大戦争は、明治三十七年二月より、同三十八年十月にわたりたる、一年有九箇月間の、大事件にして、巨億の富をつひやし、數十萬の人命を損したるも、わが國は、よく、その目的を貫徹し、つひに、露國をして、和を講ぜしめ、わが國にむかつて、韓國における、あらゆる、利權の承認と、滿洲における、露兵の撤退と、遼東半島における、露國租借權の讓渡と、滿洲における、長春以南の

鐵道、及び、その他、種種の利權の讓渡とをなし、かつ、樺太島の南半部を、割讓して、平和の局を、むすばしめたり。

ああ、戦争は、人生無上の大慘事なりといへども、國家の自衛上、やむべきにあらず。而して、かくの如き、大勝をえて、しかも、かくの如き、利權を、えたるは、まことに、わが國民の名譽にして、また、生をやすんずる所以ならずや。わが國の子子孫孫たるもの、もし、一旦、緩急あらば、この戦勝に、はぢざる心がけを以て、君國のために、力をいたさざるべからず。

第二十八課。 外交の來歴。(その一)

今日は、文化大に、すすみて、世界萬國と、交通しげくなりたれど、むかしは、いかなりしか、ただ、わづかに、二三の國國と、時時、相往來して、名ばかりの交通を、なしたるのみ、今、その來歴をあげて、これを知らしめんとす。

そのはじめは、あきらかならざれども、崇神天皇の朝に、今の朝鮮の一部なる任那は、入貢して、保護をこひしことありき。神功皇后、三韓征伐の後、新羅は、勿論、高麗、百濟の二國も、また、朝貢するにいたれり。その後、三韓とわが國とは、交通さかんにして、應神天皇の朝に、漢學傳來し、阿直岐王仁、歸化せり。雄略天皇の朝には、陶部、畫部、錦部、鞍部等、歸化し、欽明天皇の御時には、佛像、經論、傳來

し、醫卜、曆算の博士、きたれり。

推古天皇の御代は、支那の隋の世なりしが、はじめて、遣隋使をつかはされき。百濟より、伎樂舞のつたはりしも、このころのことならん。その後、支那は、唐の世となりて、天智天皇の御代、かの國の使きたりて、よしみを、通じければ、われよりも、また、遣唐使をつかはし、その後、かの國の文物、制度を、輸入して、わが國を、利益せしこと、すくなからず。桓武天皇の朝には、渤海の使者、しばしば、朝貢せり。宇多天皇の御代、唐、みだれたれば、遣唐使のこと、やみたれども、僧侶及び商人は、たがひに、相往來せり。その後、元寇の役ありて、非常の損害を、支那にあたへたれど

も、彼我の商船は、依然として、往來たえざりき。

第二十九課。外交の來歴。(その二)

南北朝合一のころ、明の使者、九州にきたり、通好をもとめしが、菊地武政、その書辭の無禮なるをみて、これをしりぞけたり。しかるに、足利義滿にいたり、奢侈にして、用度たらず、明と交通して、錢を借り、明より、日本國王の、稱號をうけて、みづから、臣と、いひしかば、後世、みな、これをいやしめり。足利氏の世、内亂ありて、後は、その交通、たえむたりしが、戰國のころに、葡萄牙・西班牙の船、きたりて、貿易し、また、天主教をひろめたり。天文年中、葡萄牙の

人、種子島にきたり、はじめて、鐵砲をつたへたりといふ。豊臣秀吉、ことを、明と、朝鮮とに、かまへしが、中途にして、やみぬ。徳川家康に、いたりて、支那・朝鮮は、いふにおよばず、安南・暹羅・呂宋・英蘭、及び、南米等の、外商と、貿易を奨勵せり。山田長政が、暹羅王をたすけて、武勇を後印度に、ふるひしことも、伊達政宗が、支倉常長を羅馬に、つかはしたることも、みな、このころのことなり。その後、三代將軍家光は、天主教の有害なるをみとめ、外國船のきたることを、禁じたり。されども、ただ、支那・和蘭の二國は、長崎にのみ、きたりて、貿易することを、ゆるされき。

第六代將軍家宣のとき、朝鮮の使者、來朝せり。第八代

將軍吉宗、西洋の學術に、感ずるところありて、家光のとき、さだめたる、洋書輸入の禁をとき、宗教に關せざる書籍は、これをよむことをゆるしたり。その後、寛政文化の間、露國の船、しばしばきたりて、交易をこひしかど、これをこばみて、海防を、きびしくせり、露人は、また、わが蝦夷地の開拓、十分ならざるに乗じて、樺太の北部より、開拓をなし、また、千島の擇捉ボトボトにきたりて、標柱をたてたり。寛永十一年將軍家齊、吏をつかはして、これをぬきさり、「大日本惠土呂府」と、しるせる木標を、たてしめたり。ついで、英船、また、きたりて、長崎をかすめ、勢に乗じて、交易をこふ。ここにおいて、幕府は、令して、まます、海防をきびしくし、外國船は、ただちに、うちはらはしめたり。

第三十課。 外交の來歴。(その二)

今より五十年前、孝明天皇の嘉永六年六月、アメリカ合衆國の、海軍提督ペリー、軍艦四艘をひきゐて、相模の浦賀にきたり、交易を、ひらかんことをこふ。幕府、さまたまに、これを謝絶せしも、きかざりしかば、明年、返事をなすことを、約して、かへらしめたり。ついで、露國の軍艦、また、長崎にきたり、貿易をひらき、及び、樺太の境界を、さだめんことをこふ。幕府、大に、狼狽して、その當時の混雜、名狀すべからざりき。

あくれば、安政元年、ペリー、また、浦賀にきたりて、去年の返事をうながす。貿易は、ゆるされざりしかど、米國の漂民救助のこと、米船に、食物、薪水供給のこと、下田、函館の兩港に、碇泊すること等の、承諾をえたり。ついで、蘭英、露も、また、同様の承諾をえたり。

安政三年、米國の總領事ハリス、伊豆の下田にきたり、江戸にいり、將軍家定に謁し、通商條約を、むすばんことをこふ。當時、國論一定せず、朝議は、攘夷論にかたむき、條約の勅許は、のぞみなき、ハリスは、しきりに、返事をうながせり。幕府、井伊直弼ナカニギを大老として、これにあたらしめしかば、直弼は、勅許をまたずして、假條約をむすびたり。

り。ついで、英、佛、蘭、露とも、また、假條約をむすびたり。

このとき、攘夷の論、四方におこり、井伊大老は、浪士にころされ、安藤老中は、きつつけらる。天皇は、將軍家茂モチに、攘夷の節刀を、たまはんとせしかば、幕府は、つひに、攘夷の期限を、布告せり。このとき、長州は、米、佛、蘭の船と、薩州は、英船と、たたかひ、外夷親征の舉あらんとして、朝議には、かに、やみぬ。ここにおいて、三條實美等七卿、長州に、のがれ、浪士等、兵を各地にあげ、幕府は、長州を征伐するなど、みな、外交の議論より、おこりし結果に、あらざるはなし。されど、その後、にいたりて、通商條約の勅許あり、今上天皇、即位の初年、はじめて、兵庫開港の、勅許ありたり。

維新のはじめ、使を朝鮮につかはして、よしみを、つがんとしけるに、應ぜずして、その待遇、無禮なりしかば、征韓論、さかんにおこれり。その後、琉球難民のことありて、臺灣を征討し、支那と交渉を、ひらきたり。それより、このかた、わが國は、支那、及び、朝鮮との間に、種種の混雜を、かさねしが、つひに、日清戦争を、ひきおこしたり、この戦役の結果として、わが國威、大に、あがり、徳川幕府のとき、外交未熟にして、條約中、わが國に、不利なるもの、すくなからざりしも、ここに、いたりて、各國との交渉をとげ、條約を改正して、對等の權利を、うるに、いたれり。

第三十一課 外國人の歸化。

外國人にして、わが帝國の、臣民となることを、歸化といひ、その人を歸化人といふ。歸化人は、古代には、多くこれありといへども、中世以後は、そのあとを、たちたり。近年に、いたり、各國の、交際、親密なるにつれて、また、わが國に、歸化する、外國人なきにあらず。

けだし、古代には、土地ひろく、人口たらず。ことに、工藝の進歩において、は、かれらを、要すること、多かりければ、外國人を、歸化せしめ、以て、人口の繁殖と、工藝の發達とを、はかるの方針を、とれり。故に、大寶律令にも、歸化人に

は、衣食を給し、住地を指定して、これを優待せられたり。すなはち、應神・雄略の御代、工藝・技術をつたふるために、めされたるものをはじめ、三韓・支那人の歸化せしものはなはだ、多かりき。應仁の朝に歸化せし、秦人のすゑには、秦氏をたまはり、漢人の子孫には、漢氏をたまはりたり。二氏みな、繁殖して、おもに、絹帛の業に従事せり。その他、劉氏・吳氏等も、歸化人にたまはりしものなり。なほ、歸化人は、族類をことにす、従來の臣民は、皇別・神別の二あれども、歸化人は、この二別にいらす、さらに、蕃別と稱して、これを區別す。されど、古く歸化したるものは、同じく日本臣民にして、今は、すこしも、區別あることなし。

第三十二課 工藝美術の發達。

わが國の工藝美術は、そのむかし、天照大御神、機織を、みづから、したまひしことなどあれど、いちじるしく、すみたるは、應仁天皇の朝、支那・印度の工藝、續續、三韓より、つたはりて、織女・縫女・鍛冶・大工・酒造家等の、渡來にあり。また、人を支那につかはして、工女をもとめしめ、たまひしにあり。雄略の御代には、工藝、ことに發達して、土器は、陶器にすすみ、畫工もきたれり。織物は、支那の工女、きたりをしへて、綾・錦を織りいだすに、いたれり。

その後、聖德太子、佛教をひろむるため、寺匠・佛師・佛畫、

音楽等の、美術・工藝をすすめたまひ、これに附屬して、瓦工・轆轤工・紙工・墨工等、また、おこりき。聖武天皇、佛事のため、奢侈をこのみたまひければ、工藝、非常に、すすみたり。建築・彫刻・鑄物等は、いふにおよばず。蒔繪・木版・陶器の釉薬等、みな、この時代の遺物なり。

東山時代には、義満・義政の、奢侈・風流によりて、生花・香茶の湯・謠・能樂等の遊藝、さかんに、おこれり。故に、この時代には、繪畫・彫刻・蒔繪・陶器等、大に、進歩せり。

豊臣秀吉、壯麗雄大をこのみしかば、工藝のおこれるもの、すこぶる、多し、その建築の、今に、現存せるものを、みても、當時のありさまを、知るをうべし。

徳川五代將軍、また、奢侈にふけりければ、工藝も、また、進歩したり。蒔繪は、常憲院時代とて、もつとも、名だかし。明治の御代に、いたりては、智識を世界にもとめ、百般の事物、ことごとく、改良せられ、文明の利器、一として、そなはらざることなく、工藝・美術の、さかんなること、ほとんど、そのとどまるところを知らず。

第三十三課。衣服の變遷。

今は、むかしと、ことなりたる、西洋服など、もちふれど、太古にありては、けものの皮などを、もちひたる時代も、ありしと、こは、あきらかには、知りたけれど、上古の衣



代時原藤 代時良奈 代上

服は、筒袖にして、裾みじかく、身幅はなはだ、せまく、ほとんど、今の洋服を、ひもにて、むすびたるが如くなりき。その後、やうやく、支那風になりき。袖ひろく、裾ながくなり。しかれども、一般には、なほ、せまくして、襟をば、左に合せたり。元明天皇の朝にいたり、詔して、官吏の服の、袖せまきもの、ならびに、おくびなくして、身幅、せまきものを、禁



代時川徳 代時倉鎌

じたまひしが、つひに、人民一般におよび、元正天皇の朝、天下に詔して、左襟をば、右合せに、さだめたまへり。その制、ほとんど、今日の平服に同じ。

白河天皇の朝、奢侈の風、おこなはれ、朝臣は、美服をよそほひ、綺羅をきそへり。鳥羽天皇の朝に、いたりて、官服には、糊つよき下重シタカシをもちひて、衣服をつくるふ。いはゆる強装束コウサウゾウは、このとき、はじまれり。

烏帽子はもと、平服の頭巾にして、やはらかき袋なりしに、漆にて、かたちをととのへ、また、かたきふちをつくること、このときにはじまれり。朝臣の白粉をぬり、鐵漿をつけ、黛を以て、眉をかきて、女子の如き化粧をなすことも、このころにはじまれり。これに反して、女子が男装をなし、太刀をはきて、舞ふところの女樂、すなはち、白拍子も、このころに、おこれりといふ。しかれども、ただ、地方の武士は、この風にそまらず、もつばら、馬にのり、弓をひきて、武藝をねり、その風、きはめて、質素にして、勇壯なりき。鎌倉時代に、いたりても、武士は、一般に、この風を存して、日本の武士を以て、みづから任じ、衣・食・住、ともに、大に、儉約

をなせり、これに反して、公卿は、ますます、文弱におちいり、婦人の如くなりぬ。

その後、元祿のころは、世間の風俗、一般に、あらたまりしときにて、女の帯は、ひろくなりて、幅八九寸にいたり、ふり袖の長さ、二尺におよび、男の肩衣も、ひろくなれり。今の羽織袴は、このときの遺物にして、これ、みな、華美の餘風なり。

第三十四課 文學の發達。(その二)

神功皇后、三韓征服の後、支那・印度の文學は、三韓より、わが國に渡來せり。當時、阿直岐王仁、來朝して、漢學はじ

めて、おこなはれたり。當時、皇子稚郎子、才學を以て、稱せられ、その後、厩戸皇子、博學多才を以て、きこえたり。天武天皇の皇子、大津皇子も、また、詩作を、よくしたまへり。わが國にて、もつとも、はやく、詩をつくれるは、弘文天皇と、この皇子となりき。聖武天皇のころには、片假名をつくりしといふ、吉備眞備あり。和歌に有名なる、柿本人麻呂、山邊赤人などありき。

嵯峨天皇は、能書にして、詩文を、このみたまへり。この時代には、能書に、天皇空海、及び、橘逸勢あり。これを三筆と稱す。また、空海は、いろは歌の作者なりといひ、かつ、博學多藝、その書畫、及び彫刻なりと、稱するもの、世に多し。

文學には、小野篁、菅原道眞、紀長谷雄など、輩出せり。菅原道眞は、儒家にうまれ、文學政事に通じ、詩文は、もとより、書畫射藝に、いたるまで、みな、精妙をきはめ、後世、天滿天神と稱し、學問の神として、まつるにいたれり。當時、和歌に名ありし人は、在原業平、紀貫之、紀友則、凡河内躬恒等なり。その他、政事には、三善清行、畫には、巨勢金岡、書には、小野道風、もつとも、名あり。

藤原氏の、さかんなりしころは、和文和歌の隆盛なりし時代にして、文人才女等、すこぶる、多かりき。後中書王具平親王は、和漢の文才を、かねたまひ、前中書王も、また、能書にして、藤原行成、藤原佐理と、ともに、三蹟と稱せら

れ、佐理の弟、公任は、また、多藝を以て、きこえたり。女子には、紫式部・和泉式部・小式部・清少納言・赤染衛門等、歌文に、名をえたるもの、十數人あり。後世、よく、およぶものなし。

天武の朝より、京に大學、國に國學を、おかれしも、鎌倉時代は、その制、すてに、すたれ、武士は、一般に、無學にして、僧徒には、支那に、留學するものありて、學問は、まつたく、僧徒の手に、ありければ、子弟を、教育せんとするものは、みな、これを寺院に託しき。これ、すなはち、寺小屋のおこりなり。假名文は、古の和文に、多くの漢語をまじへ、和歌は、ことばをたくむこと、古にもすぎ、後鳥羽天皇源實朝・藤原定家・僧西行などの、名人あり。鎌倉文學の史上に、著名なることは、北條實時の、たてたる金澤文庫なり。

第三十五課 文學の發達。(その二)

その後、足利時代に、いたりては、文學、一般に、衰微したり。ひとり、漢學は、依然として、僧徒の手にあり。上杉憲實、金澤文庫を、をさめ、また、下野の國學を再興す。すなはち、足利學校にして、當時、唯一の學校なりき。

和文にて、やや、あらたなる面目を、ひらきしは、謠にして、有名なる、一休和尚をはじめ、僧徒の手に、つくられしもの、多しといふ。和歌には、連歌、流行して、宗祇法師、及び、門人牡丹花宵栢等の、名人あり。武家にも、將軍義尚の如

き、また、太田道灌の如きあり。

徳川家康、天下を一統するに、およびて、おとろへたる學問を、すすめんとて、藤原惺窩をして、儒學を講ぜしめたり。その門人、林道春は、家康の顧問となりて、政事、法律の制度を、たすけたること、多かりき。その後、家光の世には、林道春、上野に學舎をたつ、これ、聖堂のもとゐなり。そのころ、民間には、中江藤樹の如き、篤學の人ありき。家綱の世には、水戸中納言光圀の如きあり。また、古言にあきらかなる、僧契冲、神學にふかき、荷田春滿の如きあり。また、伊藤仁齋、荻生徂徠、太宰春臺の如き、その名、一世にふるへり。貝原益軒の如きは、平易なる書を著はして、婦女・

幼童を益せしこと、すくなからず。殖産學者には、佐藤信淵、宮崎安貞、俳諧には、松尾芭蕉あり。その後、熊澤蕃山、新井白石、室鳩巢の如き、經世の學者、輩出せり。

吉宗將軍は、大に、學術に、心をもちひ、儒官、青木文藏をして、蘭書を學ばしめしかば、前野蘭化、杉田玄白等の、洋學者いてたり。後年、兵學、政法等の名士は、多くこの門より、いでたり。その後、白河樂翁は、聖堂の規模を、大にして、貴賤の別なく、入學をゆるし、また、和學所、醫學館をおこし、さかんに、孝子、節婦を賞して、道義のすたれたるを、すくひたり。

國學者には、加茂真淵、本居宣長、平田篤胤あり。盲人、埜

保己一あり。漢學者には、柴野栗山、古賀精里、尾藤二洲、賴山陽あり。いづれも、有名なる著書多くして、世を益したること、すくなからず。水戸齊昭は、文武忠孝をすすめ、尊王の義をあきらかにし、その臣、藤田東湖、また、有名なる學者なり。その他、文學に長じ、治世の才ある人、はなはだ多かりき。明治の御代に、いたりては、從來の寺小屋、一變して、大・中・小の學校となり、教育普及して、學術の進歩したること、實に、おどろくばかりなり。

第三十六課。有名なる著述。

わが國における、名だかき書物は、その數、多ければ、一

一、かきつくしがたし。ただ、歴史上、もつとも、有名なるもののみを、あぐべし。古きものは、古事記にして、この書は、天武天皇、みづから、近侍、稗田阿禮に、さづけて、口誦せしめたまひしを、後年にいたりて、太安麿の、えらばれたるものなり。元明の朝には、諸國をして、風土記をえらばしめ、元正の朝に、日本書記をえらばしめ、また、大寶律令を改修せしめたり。天武の御代の懷風藻、及び聖武の御代の萬葉集は、いづれも、その時代の、有名なる和歌を、あつめたるものなり。

醍醐の朝における、古今和歌集、及び土佐日記は、人のよく、知るところなり。一條の朝における、紫式部の源氏

物語、清少納言の枕の草子、赤染衛門の榮華物語は、すこぶる有名なる書なり。藤原公任の和漢朗詠集、その他、後撰集、拾遺集等、みな有名なり。鎌倉時代に、いたりては、假名交り文にてかける、平家物語、源平盛衰記などいふ、軍記體、はしまれり。その他、鴨長明の方丈記、阿佛尼の十六夜日記など、その名たかし。足利時代には、源親房の神皇正統記、兼好法師の徒然草、小島法師の太平記などあり。徳川時代には、林春勝の本朝通鑑三百卷を、あらはしたるを、はじめとして、水戸光圀、大日本史二百四十三卷、禮儀類典五百十卷を、あらはしたり。僧契沖は、萬葉集を註して、代匠記をつくり、宮崎安貞は、農業全書をあらは

す。その他、當時、學者の著述、すこぶる多し、これらの漢學者は、また、多く假名交り文を草し、一般を利せしこと、すくなからず、貝原益軒の如き、これなり。

吉宗將軍のとき、新井白石は、讀史餘論、藩翰譜を、はじめ、歴史制度の書、ならびに、西洋紀聞、采覽異言等を、あらはせり。室鳩巢は、六諭衍義大意をつくり、その後、寛永のころ、伊能忠敬は、日本實測圖をつくれり。これ、わが國、地圖のはじめなり。また、本居宣長の古事記傳、埴保己一の群書類從六百六十五冊、續群書類從千百八十五冊、武家名目抄七百冊、賴山陽の日本外史は、みな、人の知れるところなり。

第三十七課。 制度の沿革。(その一)

上古の制度は、あきらかに、みえざるも、第十代、崇神天皇の御代に、はじめて、人民をしらべ、税法をおこなへり。第十三代、成務天皇の御代に、いたりて、山河の、ありさまによりて、國界をただし、地方官を任命し、國に國造、縣に縣主、村邑に稻置等をおかれたりしが、みな、世襲なり。また、大臣・大連といへるあり。大臣は、臣の諸族の棟梁にして、大連は、大伴部・物部の如き、各部の人を、すぶるの義にして、連の諸族の棟梁を、大連と稱し、大臣と相ならびて、朝政をとれり。

孝徳天皇にいたり、大化の新政ありて、天下の土地・人民を、ことごとく、公田・公民となし、いはゆる、封建を廢して、郡縣となせり。されば、改新の詔の第一には、在來の部・民・田莊をやめて、公民・公田となし。第二には、世襲の地方官を、あらためて、年限交代の國司をおき。第三には、戶籍をつくり、班田收授の法をさだめ。第四には、租庸調の法をおこなふ。その後、世襲の朝官を廢して、八省・百官をおき、人材をあげて、これをつかさどらしむ。八省は、中務省・式部省・治部省・民部省・兵部省・刑部省・大藏省・宮内省にして、中務は詔勅をいだし、諫をいれ、式部は、官吏の進退、學校の監督をつかさどり、治部は、貴族・僧尼、及び、外交をつ

かさどり、民部は、土地・人民・租税をつかさどり、兵部は軍事、刑部は裁判、大藏は出納、宮内は宮中の用度をつかさどり、太政官、これを總轄す。この名稱は、明治維新まで、つづきて、大なる變更なかりき。當時の位階は、織冠・繡冠・紫冠等にして、各、大小あり。また、太政官には、左右大臣、及び内臣をおかれたり。

第三十八課 制度の沿革（その二）

天智天皇は、近江の大津宮にて、即位したまひ、群臣に命じて、法令二十二卷を撰定せしめたまへり。これを、近江朝廷の令リョウといふ。天武天皇、また、これを、修補したまひ

しが、おほむね、古き制に、よりたまへり。

天武天皇の御時、諸民族を、八類にわかち、その高下に、したがひて、真人ヒト・朝臣アソノミ・宿禰スネ・忌寸イミ・道師ミチノシ・臣連オミノムラジ・稻置イナギの稱を、たまふ、これを、かばねといふ。これ、公の官位の外、門閥の尊卑を、たてられしものにして、やや、今の五爵に、似たるものなり。

文武天皇の朝に、近江朝廷以來の令により、法律をえらびたり。これを大寶律令といふ。大寶律令は、おもに、大化の制に、したがひて、これをあらためられたるものなり。當時の位階は、親王の位、一品ヒツピンより四品シヒツピンにいたり、臣下の位は、一位より八位までとし、各、正・從を、わかつこと、今

の世に同じ、なほ、八位の下に大少初位あり。ただし、四位以下は、正・從に、各上下ありて、服色は、諸臣の三位以上は紫、四・五位は緋、六・七位は緑、八位・初位は縹、なりしを、種種の變更ありて、後には、四位以上は黒、五位は蘇芳、六位以下は縹、となれり。

官廳のおもなるものは、二官・八省、及び國司等なり。二官は、神祇官、及び太政官にして、太政官には、太政大臣、左右大臣を長官とし、左右の辨官は、八省を分管す、各官廳には、各長官・次官・判官・主典あり。長官は總理し、次官はこれをたすけ、判官は判斷し、主典は記録す。八省にては、卿・輔・丞・錄といひ、國司には、守・介・掾・目といふ。大化より大寶

まで、六十年間は、ことに、支那の文物・制度を輸入し、封建廢せられて、郡縣となり、わが國の律令・法度、大に、ととのひたる時代なり。

第三十九課 制度の沿革。(その三)

嵯峨天皇のころには、藏人なるものをおき、秘書をつかさどらしめたまへり。また、檢非違使をおきて、警察をつかさどらしめ、たまひしより、後には、裁判の權、また、ここにうつりぬ。

清和天原、幼少におはしましければ、外祖藤原良房、攝政となれり。これより後、幼帝の御時には、藤原氏の大

かならず、攝政す。宇多天皇の朝、太政大臣藤原基經に、勅して、萬機をあづかり、まうさしめたまふ。すなはち、關白クワンパクのはじめなり。その後には、攝政をやむれば、かならず、關白となるの例となれり。

後三條天皇、即位のはじめ、新置の莊園をやめ、記録所をおきて、みづから、地券を檢勘したまひ、賢材をもちひ、賞罰公平に、裁判ながるるが如く、なりしかば、百度、大に、ととのひたり。しかるに、白河天皇にいたりて、院中の政となり、院の北面の、武士なるものありて、また、政事に關係するにいたれり。

源賴朝、幕府を創立して、諸國に守護をおき、莊園、その他に、地頭をおき、みづから、これを總轄して、日本總追捕使となれり。これより、天下の政權、ほとんど、臣下の手におちたり。ついて、賴朝は、征夷大將軍に拜せられぬ。當時、幕府の仕組は、はなはだ、簡單にして、官廳は、政所マシドコロ、侍所サムライドコロ、問注所マシヨの三にして、政所は、政務をあつかひ、侍所は、諸將士を管理し、問注所は、訴訟をきくところなり。その後、貞永年中に、北條泰時、法律五十一條をえらぶ。これを貞永式目、或は御成敗式目と稱す。後世、武家の法律は、ここに、とるところ、多しといふ。

第四十課 制度の沿革。(その四)

足利氏は、幕府を、京都におきしといへども、關東、また、ゆるかせに、すべからざるを以て、鎌倉に管領をおきて、關東地方ををさめしめたり。後、三代義満にいたりて、制度、大に、そなはれり。その組織の大體は、鎌倉幕府の制を、増補したるものなれども、執權をおかずして、三管領・四職・三十六奉行をおけり。

徳川家康は、鎌倉及び室町の弊に、かんがみければ、諸侯の配置・職權の分配等、その政略、當をえたり。かくて、家光にいたりて、大老・老中・若年寄・大目付・目付・寺社奉行・町奉行・勘定奉行等をおき、徳川幕府の職制、大に、そなはれり。大老は、首相にして、老中は、執政なり、若年寄は、すなは

ち、參政なり。また、京都に所司代をおき、禁裡をまもり、京畿のことを、つかさどらしむ。

將軍家宣は、王朝の文物制度に、ならはんとせしが、吉宗は、武家の簡易儉約に、復せんとして、晩年、百箇條の法令を大成せり。また、司法の吏をいましめ、證據あきらかにして、なほ、強辯するものに、あらざれば、罪人の拷問を、ゆるさざりき。

慶應三年十月、將軍慶喜、大政を奉還して、將軍職辭退の表をたてまつる。朝廷、これをゆるして、あらたに、總裁・議定・參與の三職をおきて、政をさかしむ。ここにおいて、七百餘年間の武家政治、まつたく、あとを、たちたり。

明治元年十月、天皇、公卿諸侯を會して、五事を、ちかひたまふ。同二年、木戸孝允、大久保利通等、首として、藩籍奉還を、その藩主に、すすめて、いれられ、つひに、薩長土及び肥前鍋島の四藩、連合して、奉還をこひ、諸藩も、また、相つぎて、これをこふに、いたり。朝廷、すなはち、これをゆるし、天下、また、今日の如く、郡縣の世となりぬ。

第四十一課 貨幣の來歴。

貨幣は、物品の融通を、たすくるにおいて、もつとも、入用なるものなり。上古、人智、いまだ、ひらけざりしころは、世に貨幣なく、人人すべて、物と物との交換を以て、わづ

かに、有無を通ぜしも、人事、やや、すすみては、交換の、なかだちと、なすべき、一定の物品を、まうくるの必要生じ、つひに、貨幣なるもの、おこなはるるに、いたりしなり。

されど、現今の如く、完全なる貨幣の制度も、そのよりて、きたるところ、はなはだ、ふるくして、鑄錢のこと、ありけれども、一般には、なほ、物品の交換なりしを、和銅元年に、銀及び銅を、いだすに、いたりしかば、鑄錢のことを、擴張して、民間に、錢を、もちふることを、すすめられき。銀銅二種の、和銅開珍といへる錢は、この時につくりしものなり。

その後、鎌倉及び室町時代にて、鑄錢のことありし

も、その制はなほだ、不完全なりしが、徳川氏にいたりて、慶長金の良質を以て、金貨を鑄造せり。大判・小判・歩金、これなり。家光の寛永十三年に、寛永錢をいる。その後、綱吉にいたりて、用度不足しければ、金銀ふきかへの議を、採用して、悪錢を鑄造せり。これを元字金、及び寶字金といふ。かくて、貨幣の品位、くだりしを以て、物價騰貴し、人民困難せり。家宣にいたりて、前代の悪金を、改造したりしが、信用なほ、十分に復せざりき。これを乾字金といふ。吉宗、これをうれへて、貨幣の秤量を、慶長の舊に復したり。これを亨保金といふ。その後、天保年中に、當百錢をいり、文久年中に、文久錢をいる。而して、明治の御代にいたり、

貨幣の制度、大に、ととのひ、以て、今日のありさまとなれり。

第四十二課 産業の發達。

産業の盛衰は、一國の貧富強弱に、關するものなれば、古より産業の獎勵には、歴代の天皇、つねに、御心をもちひさせたまへり。そのはじめは、天照大御神、ふかく、心を民業に、とどめたまへり。その後、大國主命、草澤をひらき、農業をつとめ、醫藥の方を、をしへたまへり。

神武天皇にいたりて、天富命等を、諸國につかはして、粟・麻・楮等を、うるしむ。崇神天皇の御時、船舶をつくらし

め、池をほり、溝をつくりて、水利を便にし、垂仁天皇の御代、また、諸國に命じて、池をつくり、溝を通せしめたまひ、その他、列聖、水利に心を、つくさせたまひしこと、すくなからず。仁徳天皇は、三韓の人をつかひて、水利をおこし、大に、農業をすすめたまひき。

雄略天皇は、晩年にいたり、心を民事にとどめ、皇后とともに、農業、養蠶を、つとめたまひ、また、五穀の神なる豊受大神を、丹波より、伊勢の山田に、うつしまつりたまへり。これ、すなはち、外宮なり。

その後、藤原時代より、武家政治の間には、實業の進歩、いちじるしからざりしが、徳川吉宗、農事を奨励し、こと

に、砂糖、及び藥品の輸入を、ふせがながため、甘蔗を、西南諸國に、うゑしめ、朝鮮人參を、日光、その他に、うゑしむ。また、甘藷を薩摩より、諸國にうつし、うゑて、以て、凶年に、そなへしめたり。紀伊の蜜柑、讃岐の砂糖、阿波の藍、その他、諸國の名産と稱するもの、吉宗の奨励によるもの多し。家齊の時に、あたりて、農學者、佐藤信淵あり。高祖父以來、五代の農學者にして、諸國を遊歴して、物産をひらき、書籍をあらはしたること、すくなからず。また、二宮尊徳の、産業における功勞は、人のよく、知れるところなり。

以上は、おもに、わが國、農業の發達を、のべたりしが、商業、及び工業は、前すでに、これをのべたれば、ここには、な

ほ、鑛業の一斑をしめさんとす。天武天皇の御時、對馬より、はじめて、白銀をいだし、聖武天皇の御代、また、はじめて、陸奥より黄金をみつぎす。これ、わが國にて、金銀の鑛物を、いませし、はじめなり。後、元明天皇の朝、武藏の國より、銅をいませり。その他、鐵石炭等の如きに、いたりては、年代あきらかには、知れがたし。爾來、わが國の産業は、いちじるしく、すすみて、つひに、今日の如く、さかんなるに、いたれり。

第四十三課。佛教の由來。(その一)

わが國に、おこなはるる宗教は、神道・佛教・耶蘇教の三

種なれども、一般に、おこなはるるは、佛教なり。故に、ここには、佛教の由來をしるして、これを知らしめんとす。繼體天皇の朝、佛像は傳來せりといへども、今より、千三百五十三年前、欽明天皇の朝に、百濟より、佛像・經論等を、たてまつれり。これ、佛教の、わが國に、傳來せしはじめなり。佛教は、印度の釋迦の、ひらきし教にして、支那をへて、三韓にわたり、つひに、わが國にきたれり。佛教の傳來につきて、時の大臣蘇我稻目と、大連物部尾輿との間に、争を生じたりしが、つひに、稻目の子馬子は、尾輿の子守屋を、せめころし、大に、佛教をさかんにせり。なほ、當時、厩戸皇子、ことに、佛教を信じたまひしかば、馬子と、ともに、佛

教の傳道に、力をつくしたまへり。

第四十五代、聖武天皇は、ふかく佛教を信じ、佛像をつ

くり、經文をうつ

し、寺をたて、田戸

を寄附し、諸國に

國分寺をおき、各

丈六の大佛を安

置し、また、奈良に

東大寺をたて、た

かさ、五丈にあまるところの、金銅佛をつくりたまへり。

いはゆる、奈良の大佛なり。



佛大の良奈

嵯峨天皇のころに、僧最澄、及び空海は、前後して、唐に
いり、最澄は、天台の法を、空海は、眞言の法を、をさめて歸
朝せり。最澄は、桓武天皇の朝に、比叡山延曆寺をひらき、
空海は、高野山金剛峰寺をたてたり。後、最澄は、傳教大師、
空海は、弘法大師と、おくり名せらる。ことに、空海は、水利、
温泉、醫藥等、日用の利益を、をしへければ、佛教は、このと
きに、いちじるしく、ひろまりき。

第四十四課 佛教の由來。(その二)

なほ、これより以前に、傳來したる宗旨は、東大寺の華
嚴宗、興福寺の法相宗等の、六宗なりしが、これらの寺院

は、今、わづかに、奈良と京都とに、存するのみ。平安の京に、うつりて、交通の便利に、なれると、教化をつとめたるによりて、佛教、やうやく、全國に、ひろまるにいたりぬ。以前の六宗と、天台・真言とを、あはせて、八宗となれり。

鎌倉時代は、すこぶる、質素・儉約を、主としたりしが、佛事には、大に、錢財をつひやせり。頼朝は、東大寺を再建し、時頼は、建長寺を、時宗は、圓覺寺をたて、いづれも、みな、壯大なり。したがひて、このころには、名僧、多くいて、て、簡易なる新宗派、おこりたれば、佛教、大に、流行せり。

新宗派のおもなるものは、禪宗・淨土宗・一向宗・法華宗等なり。高倉天皇の朝に、僧法ホウホウ然ニは、淨土宗を、その弟子、親

鸞は、後堀河天皇の朝に、一向宗、すなはち、淨土眞宗を、ひらきたり。後鳥羽天皇の朝には、僧榮チホ西サイ禪宗をつたへ、後深草天皇の朝には、僧日蓮、法華宗、すなはち、日蓮宗をとなへたり。而して、上古の六宗と、中古の二宗とは、いづれも、ふかき學問を要せしに、今や、禪宗は坐禪、淨土、及び一向宗は念佛、法華宗は題目を以て、最要のつとめとし、簡易にして、おこなはれ、やすければ、大に、隆盛をきはめ、以て、今日にいたれり。

第四十五課。 慈善事業の發達。

わが國の慈善事業は、明治の御代にいたりて、やうや

く、發達せしのみなれば、わが歴史上においては、ことに、しるすべきことなし。ただ、御歴代の天皇、つねに、心を民事にもちひたまひ、凶荒災異のときには、窮民をたすけ、不幸をすくひたまひしことは、世のあまねく、知るところなり。いま、その一二をあげて、慈善事業の發達を、知らしめんとす。

むかし、大國主命は、民に醫藥の方ををしへ、以て、病者を、すくひたまひしこと、歴史にみえたり。上代には、殉死とて、貴人、死するときは、近臣も、ともに、うづむるならひありしを、垂仁天皇、ふかく、あはれに、おぼしめし、これを禁じたまへり。

仁徳天皇、民をあはれみたまふ御心ふかく、あるとき、高殿にのぼり、炊烟のまれなるを、ごらんぜられて、百姓の困窮を察し、三年の賦役を、ゆるしたまへり。

聖武天皇の皇后は、あつく佛法を信じ、慈善の心、ふかくましまして、悲田院、施藥院を、おきて、貧者、病者、及び棄兒等を、すくひたまひき。

醍醐天皇は、仁慈にましまし、寒夜に御衣をぬぎて、小民のさむさを、おもひやらせたまひ。村上天皇は、戦亂の後、小民疲弊したるをあはれみ、節儉をおこなはせられ、貧民の救助に、力をつくしたまへり。

その他、世世の天皇の、下をおもひ、民をめぐませたま

ふことのふかきは、御製の御歌によりても、その萬一を、
うかがひうべし。なほ、臣下の施政者にして、慈善のおこ
なひ、ありしもの、すくなからず。

赤十字社は、上、皇室の至仁至慈なる御思召を體し、
下、仁人淑女の慈善心によりて、設定せられたるものに
して、明治十九年、はじめて、萬國赤十字社の同盟に、くは
はり、その後、いよいよ、さかんと、なり、全國の有志者、ほと
んど、社員に列せざるものなきにいたり、その數、百萬に
およべり。これを、現今における、慈善事業の、もつとも、い
ちじるしきものなりとす。

國定準據補習歴史終

前國定教科書編纂員 横山徳次郎著

●國定準據 補習讀本 全四冊
甲種 全二冊 定價各金廿五錢 郵稅各金四錢
乙種 全二冊 定價各金貳拾錢 郵稅各金四錢

●國定準據 補習地理 全一冊

●國定準據 補習歴史 全一冊
定價各金貳拾五錢 郵稅各金四錢

●國定準據 補習算術 全四冊
甲種 全二冊 定價各金拾八錢 郵稅各金四錢
乙種 全二冊 定價各金拾五錢 郵稅各金四錢

●日本公民讀本
定價各金貳拾五錢 文章體全一冊
談話體全一冊 郵稅各金四錢

●高等日本公民讀本 全一冊
定價各金參拾錢 郵稅各金六錢

●日本婦女讀本 全二冊
尋常科 定價各金貳拾五錢 郵稅各金四錢
高等科 定價各金參拾錢 郵稅各金四錢

明治三十九年一月一日印刷
明治三十九年一月五日發行

補習歴史與付
定價各金貳拾五錢

不許複製

著者 横山徳次郎

發行者 大葉久吉
東京市日本橋區本石町
三丁目十七番地

發行者 吉岡平助
大阪市東區備後町四丁
目七十八番地

印刷者 三島宇一郎
東京市神田區表神保町
二番地

發兌 東京市日本橋區
本石町三丁目 寶文館

發兌 大阪市東區
備後町四丁目 寶文館



広島大学図書
2000052478
